

第2期
伊予市子ども・子育て
支援事業計画

令和2年3月

伊予市

はじめに

未来に向けた「第2期伊予市子ども・子育て支援事業計画」の策定に当たり、ご挨拶申し上げます。

国においては、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が実施され、子ども・子育て支援法第61条の規定により、市町村は、国が定める基本指針に即して、5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を定めることが義務付けられました。



伊予市では、平成27年3月に本市の5年間の子ども・子育て支援の指針となる「伊予市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成28年4月には、本市の新たな子育て支援策として、病児・病後児保育室「いよっこすまいる」を開設、また同年4月から、子どもにかかわるさまざまな問題について、総合的・専門的な相談・支援を行う「伊予市子ども総合センター」を開設し、多くの皆様にご利用をいただいております。そして、平成30年7月には、「伊予市公立保育所の適正規模及び民営化基本方針」を作成し、この方針に基づき、公立と私立の適正な役割分担を明確化するとともに、公と民が協働して柔軟で充実した保育サービスを提供する体制を構築するために、保育所・幼稚園の統廃合や認定こども園への移行、民営化を進めている段階にあります。昨年10月から幼児教育、保育の無償化の影響もあり、保育の需要が高まる中、更なる子育て支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

今回、現計画の改定時期を迎えたことから、現状と課題を整理し、今後必要とされる教育・保育サービス量や地域子ども・子育て支援事業の方向性を明確にするため、本計画を策定いたしました。

最後に、本計画の策定に当たり、アンケート調査にご協力をいただいた市民の皆さま、計画策定にご尽力を賜りました「伊予市子ども・子育て会議」の委員の皆さまに心から厚くお礼を申し上げます。

今後とも市民の皆さまには、本計画の推進につきまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

伊予市長 武智 邦典

第2期伊予市子ども・子育て支援事業計画

●●● 目 次 ●●●

第1章	支援事業計画策定について	1
1	計画策定の趣旨.....	1
2	計画の位置付け.....	1
3	計画の期間.....	2
4	計画の策定体制.....	2
第2章	伊予市の子育て環境・施策の現状	3
1	人口・世帯等の状況.....	3
2	子どもに関する施策の状況.....	8
3	ニーズ調査結果の報告.....	15
4	前計画の進捗状況.....	24
第3章	支援事業計画の基本的な考え方	36
1	計画見直しの考え方.....	36
2	子ども・子育て支援法に基づく基本指針.....	37
3	計画の基本理念.....	37
4	基本目標.....	38
5	計画の施策体系.....	40
第4章	子ども・子育て支援の新たな取組	71
1	教育・保育提供区域の設定.....	71
2	幼児期の教育・保育の量の見込み、提供体制の確保及び実施時期.....	72
3	地域子ども・子育て支援事業の提供区域.....	79
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	79
5	教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策.....	85
第5章	関連施策の展開	87
1	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保.....	87
2	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携.....	87
3	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携.....	88

第6章	計画の推進体制	89
1	推進体制.....	89
2	計画の進捗状況の管理・評価.....	89
資料	90
	伊予市子ども・子育て会議条例.....	90

第1章 支援事業計画策定について

1 計画策定の趣旨

平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、社会全体で子ども・子育てを支えるという考えのもと、「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

市町村が実施主体となって、地域の特性やニーズに合った柔軟な制度運用をすることで、質の高い幼児期の学校教育と保育を総合的に提供するとともに、保育の量的拡大と確保及び地域の子ども・子育て支援の充実を図り、子どもを産み育てやすい社会を形成することが求められています。

本市では、5年間の子ども・子育て支援の指針となる「伊予市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、体制を整備してきました。

このたび、これまでの取組を検証し、子どもの笑顔あふれるやさしいまちの実現に向けた施策を円滑に推進していくために、「第2期伊予市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置付け

(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。

今後の伊予市（以下「本市」という。）の子ども・子育てに関する施策を推進するための指針となるものです。

(2) 「第2次伊予市総合計画」との関係

本計画は、上位計画である「第2次伊予市総合計画」の理念と内容を踏まえ、本市の子ども・子育てに関する具体的な行動計画として策定します。

(3) 関連計画との関係

本計画は、本市において地域福祉を推進するための総合的かつ計画的な施策を定めた「しあわせのまちづくり計画(伊予市地域福祉計画・伊予市地域福祉活動計画)」に掲げられた基本理念の下、「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」や「伊予市健康づくり・食育推進計画」など、既存の関連計画との整合性を保ちながら、それらとの連携のもとに策定します。

3 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本指針に即して、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。ただし、社会・経済情勢の変化や、本市の子どもと家庭を取り巻く状況の変化に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

平成27年度	...	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	...	令和11年度
第1期計画期間			第2期計画期間					第3期計画期間		

4 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、第1期子ども・子育て支援事業計画に記載された施策の評価等を行うとともに、本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の利用分析と今後の利用希望調査(ニーズ調査)を実施しました。

また、各分野にわたる広範囲な計画であることから、全庁的に取り組むとともに、市民や学識経験者、関係機関、子育てに関わる団体の代表で構成する「子ども・子育て会議」で内容等を協議し、計画を策定しています。

第2章 伊予市の子育て環境・施策の現状

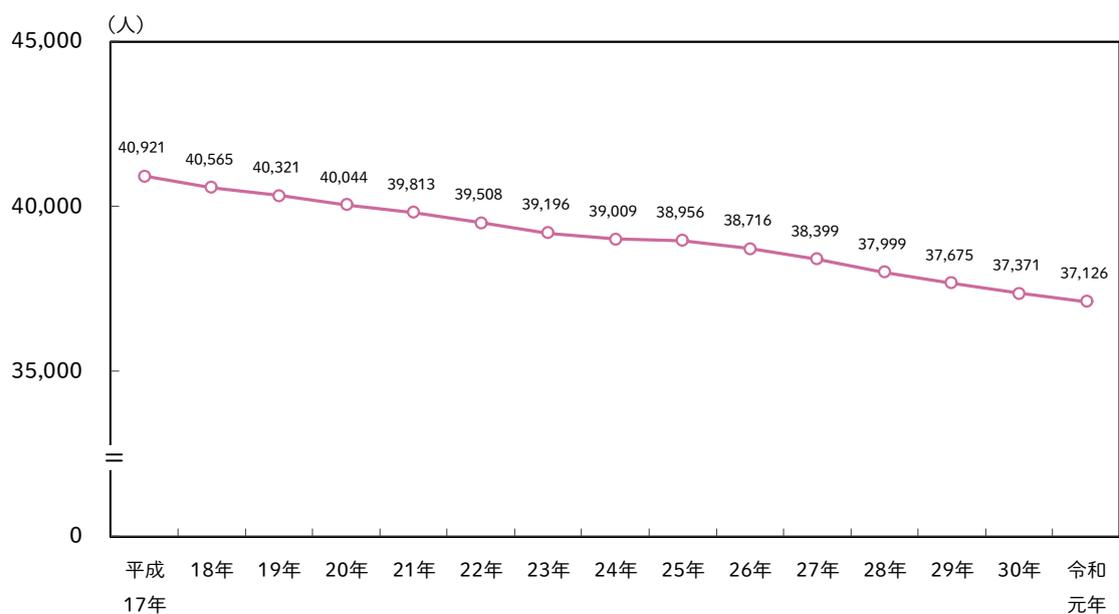
1 人口・世帯等の状況

(1) 人口の推移

本市の人口は年々減少しており、令和元年(5月1日)で約3.7万人となっています(図表-1)。年代別(20歳区切り)の推移で見ると、60歳以上は増加しており、平成27年を100とした令和元年の増加率は、「60～79歳」で1.1%増、「80歳以上」で4.2%増となっています(図表-2)。

一方、59歳以下の年代は全て減少しており、特に、結婚・出産・子育ての中心となる「20～39歳」人口は、平成27年から令和元年の間に10.6%減少し、各年代の中で減少の幅が最も大きくなっています。本市においても、若年層の流出と少子化が進んでいます。

●図表-1 総人口の推移



(資料 市民課)

●図表-2 年代別人口の推移

単位 人

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	増減率(%)
0～19歳	6,654	6,569	6,432	6,332	6,245	-6.1
20～39歳	7,527	7,261	7,056	6,866	6,730	-10.6
40～59歳	9,668	9,539	9,500	9,399	9,319	-3.6
60～79歳	10,593	10,619	10,597	10,646	10,707	1.1
80歳以上	3,957	4,011	4,090	4,128	4,125	4.2
合計 (総人口)	38,399	37,999	37,675	37,371	37,126	-3.3

※人口は、各年5月1日時点です。

(資料 市民課)

※増減率は、平成27年の人口を100とした場合の令和元年の人口の伸び率です。

(2) 世帯数の状況

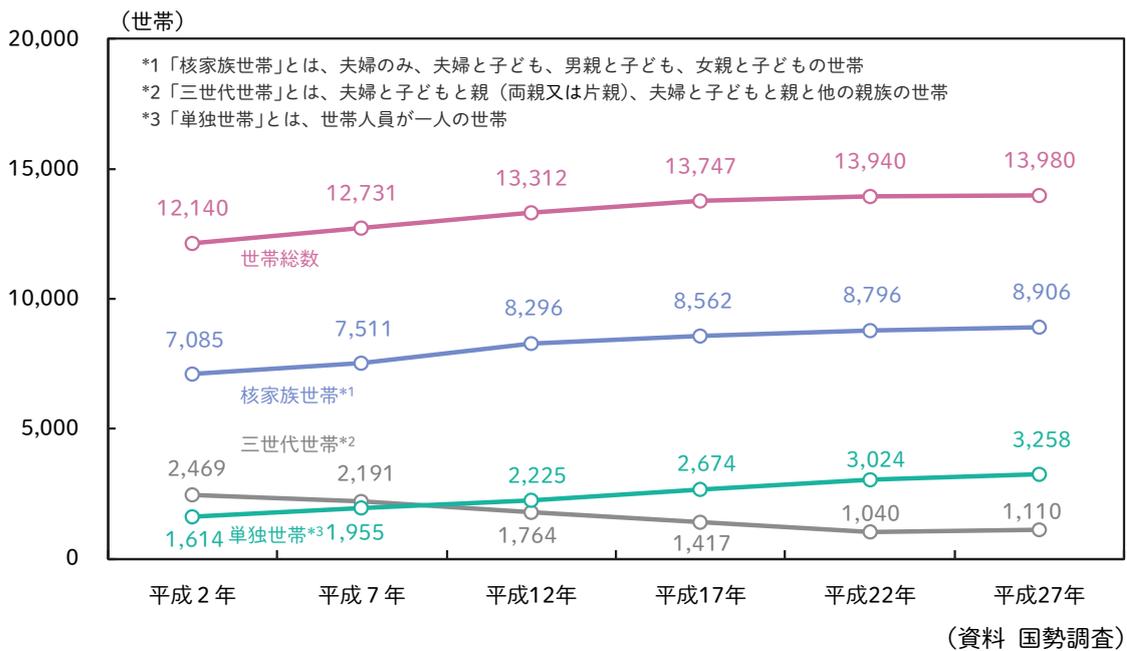
本市の世帯数の状況を見ると、平成7年は12,731世帯、平成27年は13,980世帯と、20年間で9.8%増加しています(図表-3)。

平成27年の核家族世帯数は8,906世帯で、総世帯数の63.7%を占めており、平成7年の7,511世帯から18.6%増加しています。また、単独世帯も増加傾向が続いています。

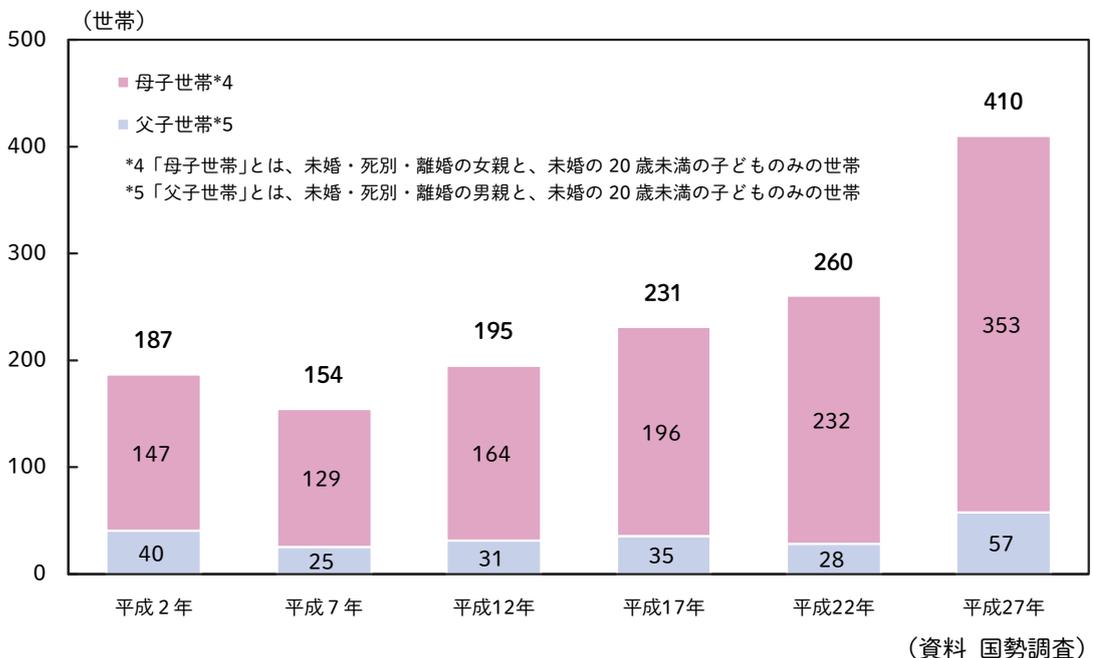
一方、三世帯世帯数は、平成7年の2,191世帯から平成27年には1,110世帯となり、49.3%減少しています。

なお、ひとり親世帯数(母子世帯・父子世帯)は、平成7年の154世帯から、平成27年には410世帯に増加しています(図表-4)。

●図表-3 世帯数の推移



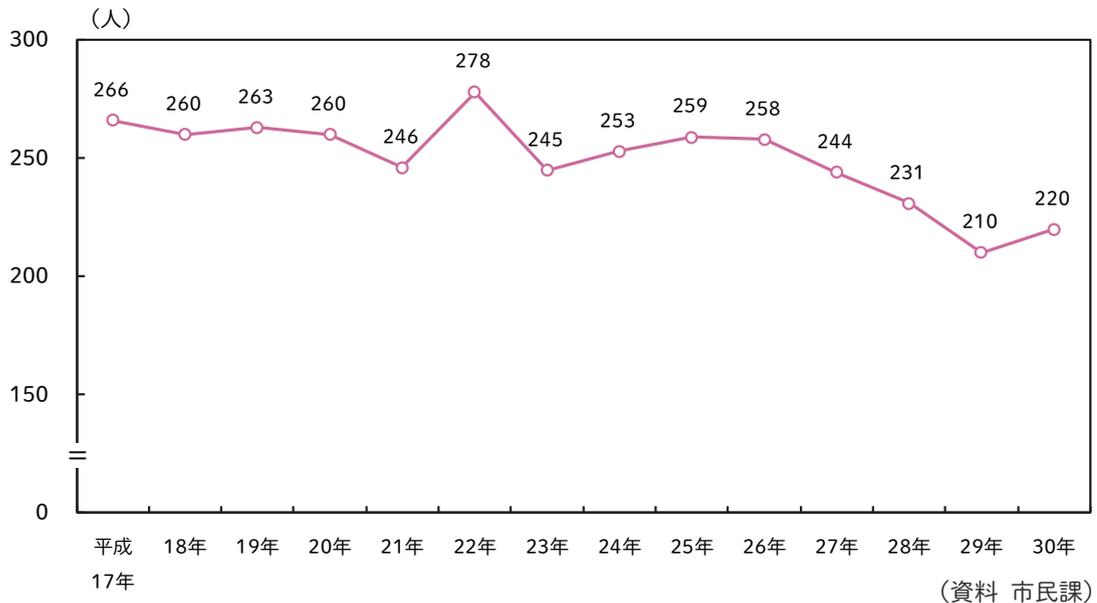
●図表-4 ひとり親世帯数の推移



(3) 出生数の推移

出生数は、平成23年に245人に落ち込んだ後、一旦は上昇に転じましたが、平成27年から29年は前年比5%以上の減少率で推移し、平成29年は210人まで落ち込みました(図表-5)。平成30年には再びプラスに転じましたが、今後もこの傾向が続くかは不透明です。

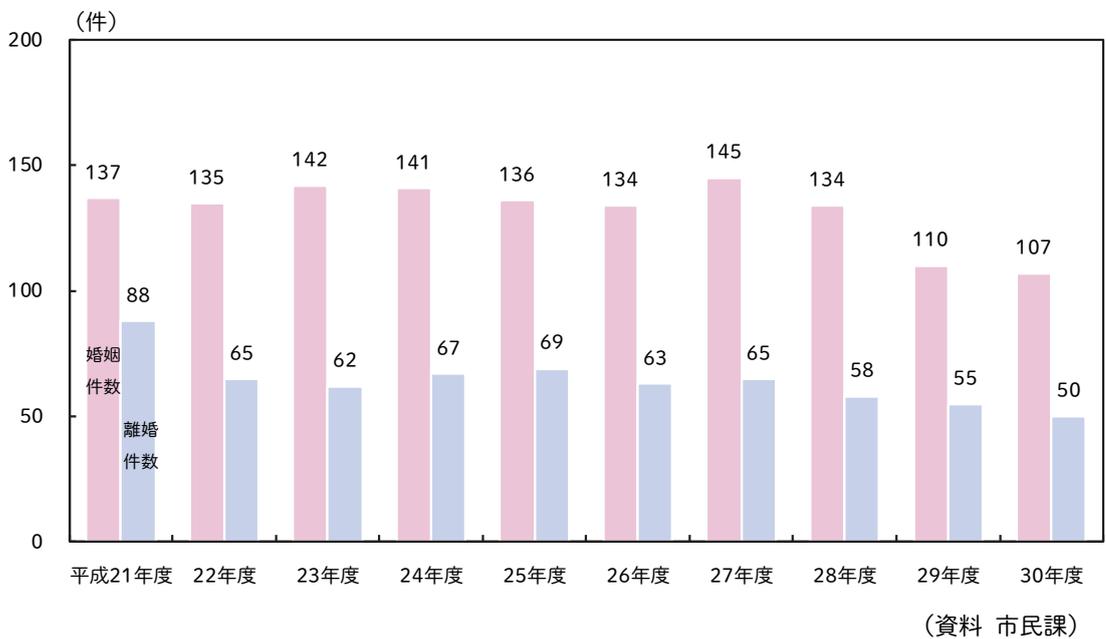
●図表-5 出生数の推移



(4) 婚姻、離婚件数の推移

婚姻件数は、平成28年度から3年連続して減少しています(図表-6)。また、離婚件数も同様に、3年連続の減少となっています。

●図表-6 婚姻、離婚件数の推移

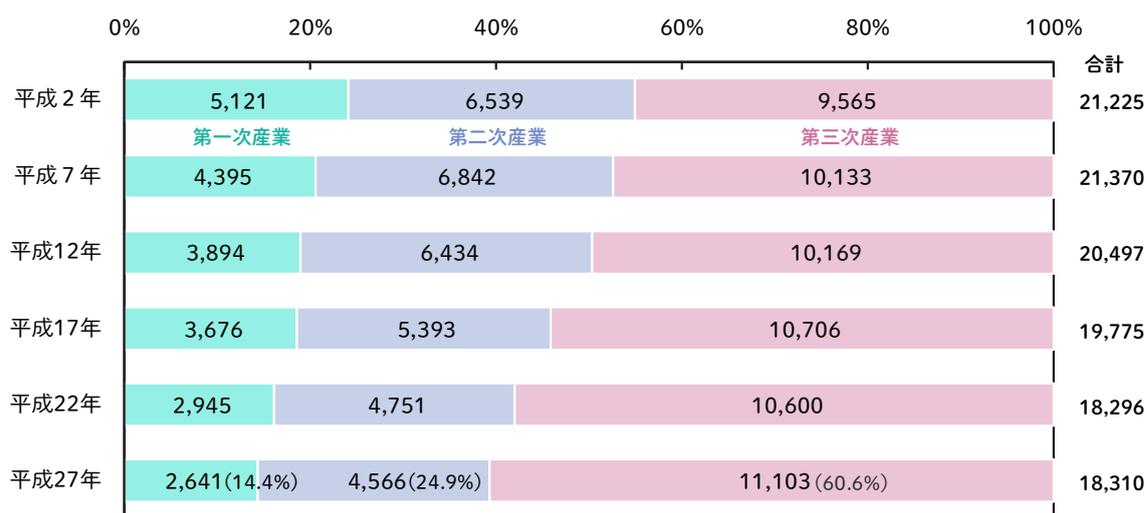


(5) 就労状況

就業者数は平成12年以降減少が続いていましたが、平成27年は18,310人で、平成22年から微増となっています(図表-7)。産業分類別の就業者数の推移をみると、第一次産業就業者は年々減少し、第二次産業就業者も平成7年をピークに減少に転じています。一方、平成27年の第三次産業就業者は、過去最多の11,103人で、就業者全体の6割を占めるようになっていきます。

労働力人口¹は、人口の減少に伴い、男女ともに減少しています(図表-8)。ただし、男性の労働力人口が平成7年から27年の間に18.2%減少しているのに対し、同期間での女性の減少率は8.3%に止まっています。

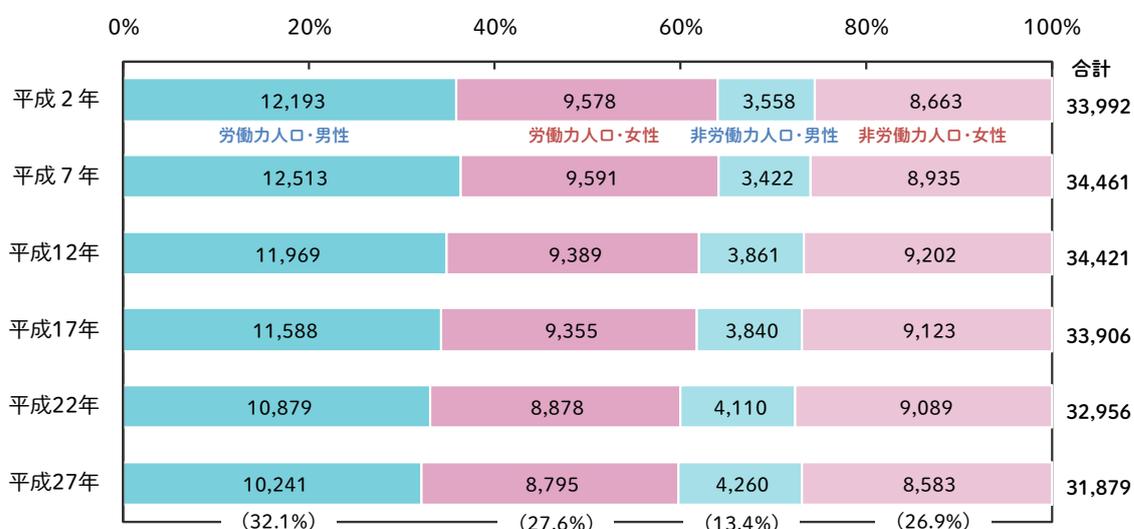
●図表-7 産業分類別就業者数



(資料 国勢調査)

第一次産業 : 農業、林業、漁業
 第二次産業 : 鉱業、建設業、製造業
 第三次産業 : 卸売業、小売業、電気、ガス、熱供給、水道業、運輸、通信業、金融、保険業、不動産業、サービス業、公務

●図表-8 労働力人口と非労働力人口



(資料 国勢調査)

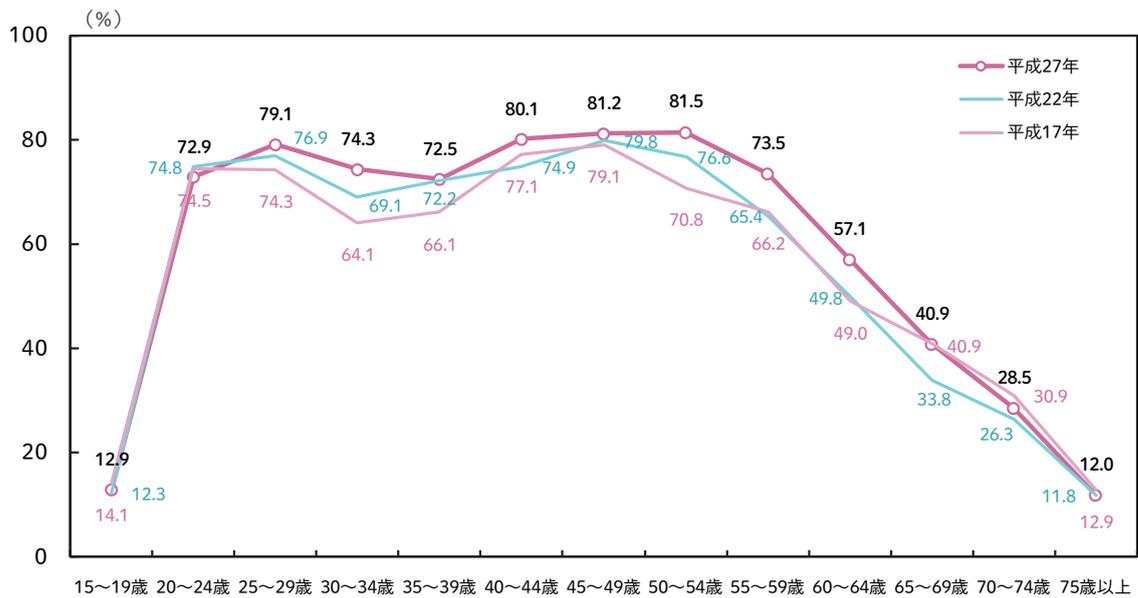
¹ 労働力人口は、15歳以上人口のうち、労働の意志と能力を有する人の数で就業者と完全失業者を合わせたもので、非労働力人口は15歳以上人口のうち、労働力人口以外の人です。

(6) 女性の就労状況

女性の労働力率²を年齢階級別にみると、平成17年から平成27年にかけて、20歳代、30歳代の出産・子育て期での就業率の上昇が顕著です。いわゆる「M字曲線」の落ち込み部分が底上げされています(図表-9)。

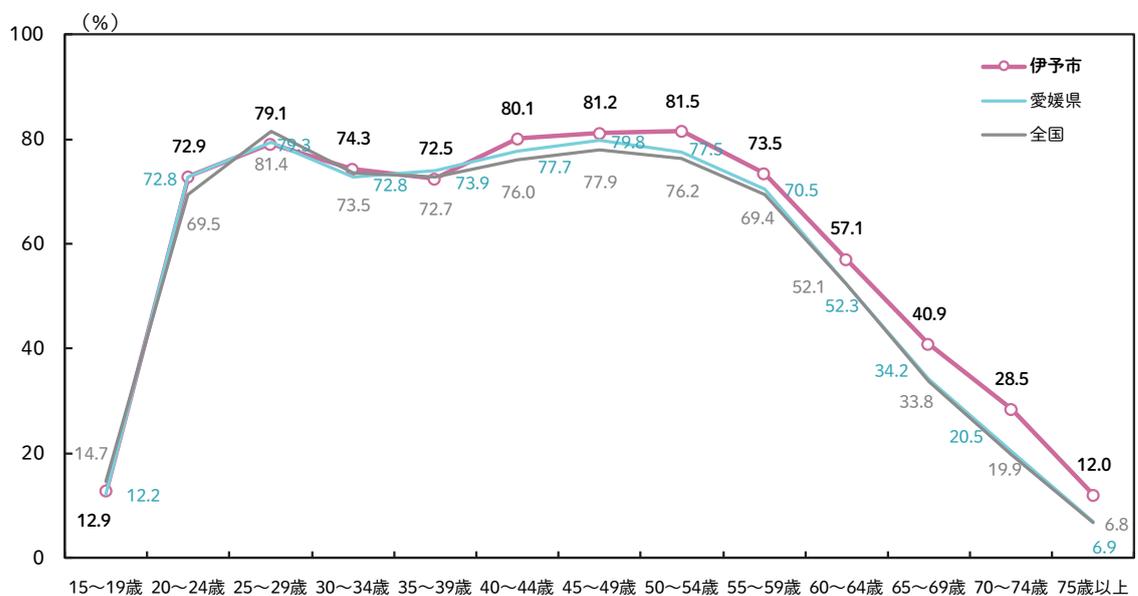
本市の女性の労働力率は全国・愛媛県に比べ高く、実際に就業している人の割合も全国・愛媛県より高くなっています(図表-10)。女性のみならず男性にとっても、仕事と家庭の両立を図りやすい地域づくりが求められます。

●図表-9 女性の年齢階級別労働力率の変化



(資料 国勢調査)

●図表-10 女性の年齢階級別労働力率の比較(平成27年)



(資料 国勢調査)

² 労働力率とは、15歳以上人口に占める労働力人口の割合です。

2 子どもに関する施策の状況

(1) 保育所・小規模保育園・認定こども園の状況

令和元年5月1日現在、本市には公立保育所8カ所、私立保育所1カ所、私立の小規模保育園と認定こども園がそれぞれ2カ所の、計13カ所が設置されています(図表-11・12)。総定員数は975人のところ、712人の入所者がいます。入所者数は年々増加傾向にあります。

開所時間は7:00～18:00となっています。

今後、公立保育所を認定こども園に移行するとともに、運営を民間事業者に移管するなど、施設の再編が予定されています。

●図表-11 保育所数・定員数・入所者数の推移（各年度5月1日時点）

区 分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
保育所	施設数	10	10	10	10	9
	定員数	840	840	840	840	795
	入所者数	588	632	560	525	545
小規模保育園数	施設数	2	3	1	1	2
	定員数	30	42	12	12	24
	入所者数	16	28	11	13	20
認定こども園数	施設数			2	2	2
	定員数			156	156	156
	入所者数			90	131	147
合 計	施設数	12	13	13	13	13
	定員数	870	882	1,008	1,008	975
	入所者数	604	660	661	669	712

※教育認定、保育認定の合計

(資料 子育て支援課)

●図表-12 令和元年度保育所入所者数等一覧表（5月1日時点）

施設名	施設種別	公立/ 私立	定員 (人)	入所者 (人)	うち延長保育 登録者数	一時保育 登録者数	職 員				
							所(園)長	保育士数	調理員数	栄養士数*1	看護師数
おおひら保育所	保育所	公立	45	39			1	7	3		
なかむら保育所	保育所		100	48			1	8	4		
ぐんちゅう保育所	保育所		150	126	20	31	1	22	4	1	
とりのき保育所	保育所		125	117	14		1	18	4		
うえの保育所	保育所		75	65	11		1	11	3		
中山保育所	保育所		90	19			1	5	2		
上灘保育所	保育所		90	30			1	6	2		
下灘保育所	保育所		45	18			1	5	2		
さくら幼児園	保育所	私立	75	83	21		1	18	1	2	1
伊予べんぎん小規模保育園	小規模保育園		12	11			1	7			
まんぼう小規模保育園	小規模保育園		12	9			1	9			
伊予くじら認定こども園	認定こども園		96	93	24		1	22	※委託	※委託	1
みかんこども園	認定こども園		60	54	5		1	18	1	2	
合計			975	712	95	31	13	156	26	5	2

*1 調理員は含まない

※延長保育は月単位で登録のある人数

※保育士数、調理員数、栄養士数、看護師数はパートを含んだ実人数

(資料 子育て支援課)

(2) 幼稚園の状況

令和元年5月1日現在、公立4カ所、私立1カ所の計5カ所の幼稚園が設置されています(図表-13・14)。

総定員数は495人、公立幼稚園の開所時間は、おおむね月・金曜日は8:30～12:00、火・水・木曜日は8:30～14:00です。私立天使幼稚園の開所時間は月～金曜日7:15～19:00です。公立幼稚園の入園者数は、近年減少傾向にあります。

幼稚園についても、統合や認定こども園への移行が計画されています。

●図表-13 幼稚園数・定員数・入園者数の推移（各年度5月1日時点）

	公立/私立	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
幼稚園数 (カ所)	公立	4	4	4	4	4
	私立	1	1	1	1	1
	合計	5	5	5	5	5
定員 (人)	公立	375	375	375	375	375
	私立	180	180	135	120	120
	合計	555	555	510	495	495
入園者数 (人)	公立	239	246	211	191	161
	私立 (伊予市住民のみ)	118	109	118	104	121
	合計	357	355	329	295	282

※平成29年4月から天使幼稚園は子育て支援新制度に移行。

(資料 学校教育課)

●図表-14 令和元年度幼稚園入園者数等一覧表（5月1日時点）

	定員	園児数	職員数(人)		
			園長	教諭	その他
からたち幼稚園	105	67	1	4	2
北山崎幼稚園	90	47	1	3	1
伊予幼稚園	90	43	1	4	2
中山幼稚園	90	4	1	2	0
天使幼稚園	120	121	1	11	3
合計	495	282	5	24	8

(資料 学校教育課)

(3) 小学校の状況

令和元年5月1日現在、小学校9カ所が設置されており、1,931人の児童が通っています(図表-15・16)。

●図表-15 小学校数・児童数の推移(各年度5月1日時点)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校数		9	9	9	9	9
児童数	1年生	322	292	339	314	309
	2年生	308	331	294	355	316
	3年生	329	321	326	299	353
	4年生	297	335	316	332	302
	5年生	314	306	332	325	329
	6年生	336	319	299	341	322
総児童数		1,906	1,904	1,906	1,966	1,931

(資料 学校教育課)

●図表-16 令和元年度小学校児童数一覧表(5月1日時点)

名称	児童数(人)						
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
南山崎小学校	13	20	16	13	15	14	91
北山崎小学校	40	41	27	25	46	40	219
郡中小学校	161	163	194	157	167	161	1,003
伊予小学校	68	62	79	71	66	69	415
中山小学校	13	10	14	7	9	12	65
佐礼谷小学校	2	2	3	3	0	2	12
下灘小学校	7	3	9	10	9	9	47
由並小学校	1	12	9	10	12	13	57
翠小学校	4	3	2	6	5	2	22
合計	309	316	353	302	329	322	1,931

(資料 学校教育課)

(4) 放課後児童クラブの状況

令和元年5月1日現在、計16カ所の児童クラブが設置されています(図表-17)。平成27年度からは、利用対象を小学6年生まで拡大しました。また、平成27年9月から、旧伊予市内の児童クラブについては、運営業務の委託先を各運営委員会から民間事業者へ切り替えました。登録人数は年々増えており、令和元年5月1日現在で466人となっています(図表-18)。

●図表-17 令和元年度放課後児童クラブ一覧表

名称	実施場所	児童数(人)			開所時間		
		1～3年	4年～	合計	平日	土曜日	長期休暇
南山崎児童クラブ	南山崎児童クラブ専用施設	19	6	25	下校～18:00 (延長18:00～19:00)	8:00～18:00 (延長7:00～8:00、 18:00～19:00)	8:00～18:00 (延長7:00～8:00、 18:00～19:00)
北山崎児童クラブ	北山崎小学校 余裕教室	39	0	39			
郡中放課後児童クラブA	郡中放課後児童クラブ専用施設	40	0	40			
郡中放課後児童クラブB	郡中放課後児童クラブ専用施設	39	1	40			
郡中放課後児童クラブC	郡中放課後児童クラブ専用施設	40	0	40			
南伊予児童クラブA	南伊予児童クラブ専用施設	37	0	37			
南伊予児童クラブB	南伊予児童クラブ専用施設	34	0	34	下校～18:00	8:00～18:00 (延長7:45～8:00)	8:00～18:00 (延長7:45～8:00)
なかやま学童広場	中山地域事務所	20	6	26		8:00～18:00	8:00～18:00
上灘学童クラブ	双海地域事務所	11	4	15			
下灘学童クラブ	下灘コミュニティセンター	16	17	33			
されだに学童クラブ	佐礼谷小学校 余裕教室	7	4	11	下校～18:00 (延長18:00～19:00)	7:00～18:00	7:00～18:00 (延長18:00～19:00)
さくらんぼクラブ	伊予キリスト協会	33	9	42		8:00～18:00 (延長7:30～8:00)	8:00～18:00 (延長7:30～8:00、 18:00～19:00)
みかんキッズクラブ	みかんこども園	20	5	25			
スポキッズ児童クラブ郡中校	スポキッズ児童クラブ郡中校専用施設	22	8	30		8:00～18:00 (延長7:00～8:00、 18:00～19:00)	8:00～18:00 (延長7:00～8:00、 18:00～19:00)
伊予くじら児童クラブ	伊予くじら認定こども園	15	5	20			
児童クラブ そらうみ	児童クラブ そらうみ専用施設	7	2	9			
合計		399	67	466	-	-	-

※人数は、5月1日時点です。

(資料 子育て支援課)

●図表-18 登録人数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
クラブ数(カ所)	15	15	15	16	16
登録人数(人)	356	378	431	452	466

※人数は、各年度5月1日時点です。

(資料 子育て支援課)

(5) 放課後子ども教室の状況

平成21年11月4日に伊予小学校でモデル事業として開設しました(図表-19・20)。

●図表-19 平成30年度放課後子ども教室一覧表

名称	実施場所	児童数 (人)	開催日
伊予小学校区 放課後子ども教室	伊予小学校敷地内 放課後子ども教室	25	毎週水曜日、金曜日 4～3月：放課後～17：30 長期休暇中は休み

※人数は、5月1日時点です。

(資料 子育て支援課)

●図表-20 利用人数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
教室数(カ所)	1	1	1	1
登録人数(人)	29	31	25	16

※人数は、各年度5月1日時点です。

(資料 子育て支援課)

(6) 児童館の状況

令和元年5月1日現在、公立2カ所の児童館が設置されており、平成30年度は延べ89,963人の利用がありました(図表-21・22)。

また、児童館あすなろについては老朽化が進んでいるため、改築が計画されています。

●図表-21 平成30年度児童館利用実績

名称	利用人数(人)						1日平均 利用者数
	就学前児童	小学生	中学生	高校生	保護者	合計	
あすなろ	5,110	11,800	1,205	121	5,891	24,127	81.24
みんくる	23,848	18,021	2,445	348	21,174	65,836	219.45
合計	28,958	29,821	3,650	469	27,065	89,963	-

(資料 子育て支援課)

●図表-22 利用者の推移

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
あすなろ	25,066	24,598	24,595	24,127
みんくる	55,938	55,091	52,810	65,836
合計	81,004	79,689	77,405	89,963

(資料 子育て支援課)

(7) 子育て支援センターの状況（子育て支援拠点事業）

令和元年5月1日現在、伊予市にある子育て支援センター(子育て支援拠点事業)は1施設です(図表-23)。平成16年度に市立ぐんちゅう保育所に併設した形で建設し、平成17年9月1日に開設しました。平成28年からは、伊予市総合保健福祉センター内に移転し、保健センター及び伊予市子ども総合センターと協力・連携して、乳幼児の健やかな成長を助けるため、育児不安についての相談・指導、子育てサークルの育成及び育児講座の開催などを行っています。平成31年4月からは、児童センターみんくるの指定管理者である株式会社縁遊が運営を行っています。

●図表-23 子育て支援センターの利用実績

事業名	内 容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
育児相談	専門家による相談(件数)	58	33		
親子 ふれあい広場	あおぞら広場(人)	48	109	72	173
	年齢別クラブ(人)	1,058	839	550	1,254
	地域別クラブ(人)	1,692	1,343		
	なかよし広場(人)	464	156		
	自主サークル(人)			307	242
育児講座	子育て情報提供、育児不安解消 先輩ママと妊婦の交流(人)	333	297	149	380
一般開放	活動室(すくすくルーム)一般開放(人)	5,501	3,356	3,208	3,316
療育教室	★集団療育(のびのび)(人)	255	330	235	316
	★集団療育(わんぱく)(人)	391	263	231	273
	★個別療育(たんぼぼ)(人)	228	220	175	200
	★個別療育(なのはな)(人)	185	114	56	
	★個別療育(ひまわり)(人)	24	51	77	57
ブックスタート	7ヶ月児健診に、絵本をプレゼント(人)	546	458	445	454
	合 計	10,783	7,569	5,505	6,665

※相談件数及び利用者件数は、延べ件数・人数です。

※平成25年度より、ブックスタート事業を保健センターで開始し、平成26年度から子育て支援センター事業に移行した。

※療育教室は、それまで保健センター事業として実施していたが、平成26年度より子育て支援センター事業に移行した。

(資料 子育て支援課)

(8) ファミリー・サポート・センターの状況

ファミリー・サポート・センターは、仕事と育児の両立を支援する必要性が高まっている状況を受け、育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人からなる会員組織として、平成19年1月に開設されました(図表-24)。保育所への送迎や保護者の都合による児童預かりなどの相互援助活動を行うとともに、子育てに関する情報提供・相談指導、子育てサークルへの参加の勧奨を行い、地域全体で子育てを推進していくことを目的としています。

過去4年間の利用人数の推移をみると、およそ850～1,100人となっています(図表-25)。平成31年4月からは、児童センターみんくるの指定管理者である株式会社縁遊が運営を行っています。

●図表-24 ファミリー・サポート・センターの概要

名称	ファミリー・サポート・センター
場所	児童センター「みんくる」子育て支援拠点内
開設日時	月～土曜日：9：00～17：00
1時間当たりの 利用金額	〈平日〉7：00～19：00：700円、左記以外：800円 〈土曜・日曜・祝日・年末年始〉7：00～19：00：800円、左記以外：900円

(資料 子育て支援課)

●図表-25 利用人数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用人数(人)	975	831	1,089	856

(資料 子育て支援課)

3 ニーズ調査結果の報告

(1) 調査目的

子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた基礎データを得るため、家庭の子育てに対する生活実態や意識並びに子育てを支援するサービスの利用状況やニーズに関する調査を実施しました。

(2) 調査概要

	未就学児	小学生
調査期間	平成30年12月21日～平成31年1月16日	
対象者	未就学児がいる世帯	小学生がいる世帯
調査方法	住民基本台帳を用い、平成30年10月1日現在で、市内に居住する対象者に、郵送による配布・回収を行いました。	
配布数	1,753件	1,958件
回収数	1,004件	968件
回収率	57.3%	49.4%

(3) 調査結果

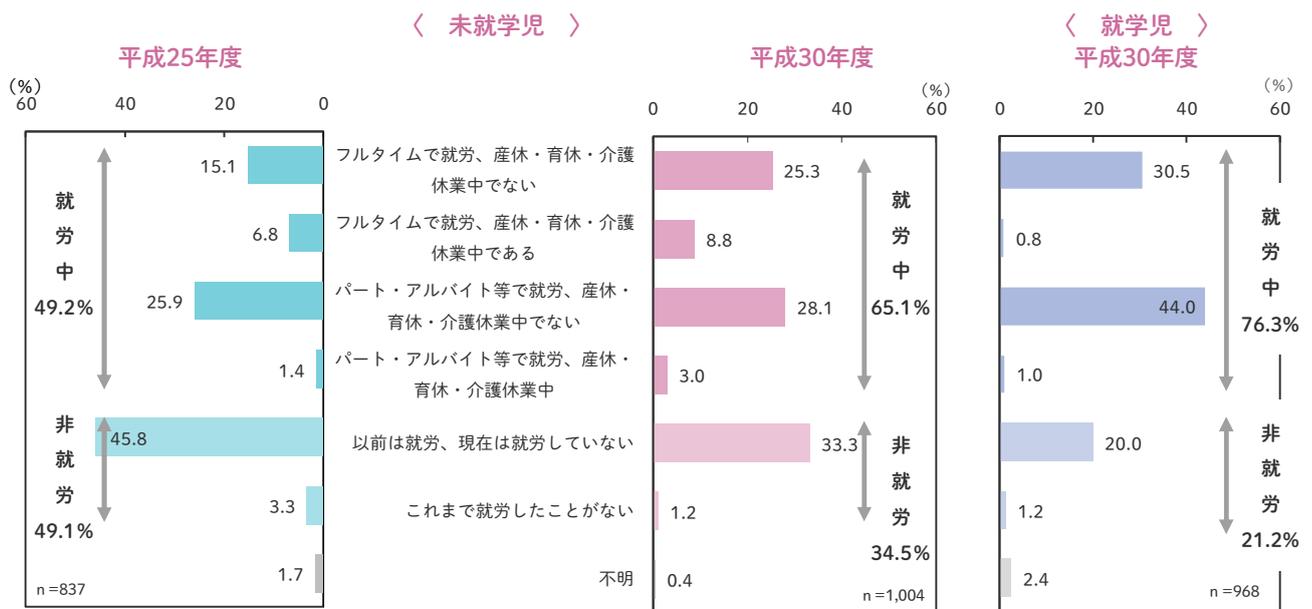
次のとおり、「伊予市子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート調査報告書」から一部抜粋しました。

なお、未就学児については平成25年度にも同様の調査(以下「前回調査」という。)を実施しており、今回調査との比較が可能な項目については、併せて掲載しています。

母親の就労状況 -働く母親の割合が10ポイント以上増加(未就学児)-

未就学児の母親について、「フルタイムで就労、産休・育休・介護休業中でない」の割合が25.3%となり、前回調査より10ポイント以上上昇しました(図表-26)。また、フルタイム、パート・アルバイト等にかかわらず就労している(休業中を含む)母親は、全体の65.1%を占め、前回調査の49.2%を大きく上回りました。また、小学生の母親では、フルタイム、パート・アルバイト等にかかわらず就労している(休業中を含む)割合は全体の76.3%を占め、未就学児の母親をさらに10ポイント以上上回りました。

●図表-26 母親の就労状況

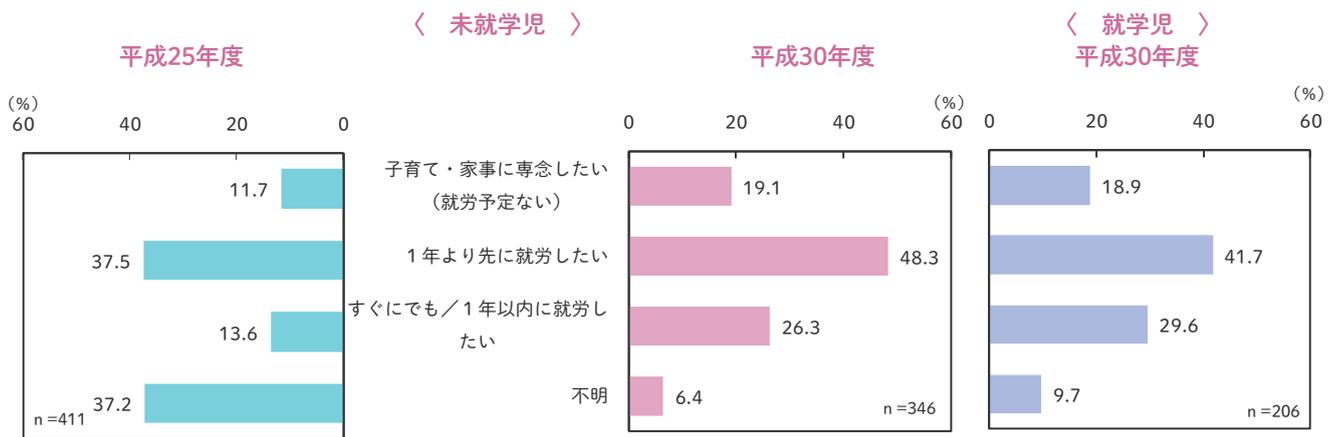


未就労の母親の就労意向 - 前回調査に比べ、就労意向がより明確に -

未就労の母親(未就学児)の就労意向について、前回調査では「不明」の割合が高くなっていましたが、今回調査では、子育て関連施策等が認知されたためか、「不明」の割合が低く、「1年より先に就労したい(48.3%)」と「すぐにでも/1年以内に就労したい(26.3%)」がそれぞれ10ポイント以上上昇し、就労意向がより明確になっていることがうかがえます(図表-27)。

就学児の母親については、「子育て・家事に専念したい」が2割近く占めている点は、未就学児の母親と同様の傾向となっていますが、「すぐにでも/1年以内に就労したい」の割合がやや高く、「1年より先に就労したい」の割合が低くなっています。

●図表-27 未就労の母親の就労意向



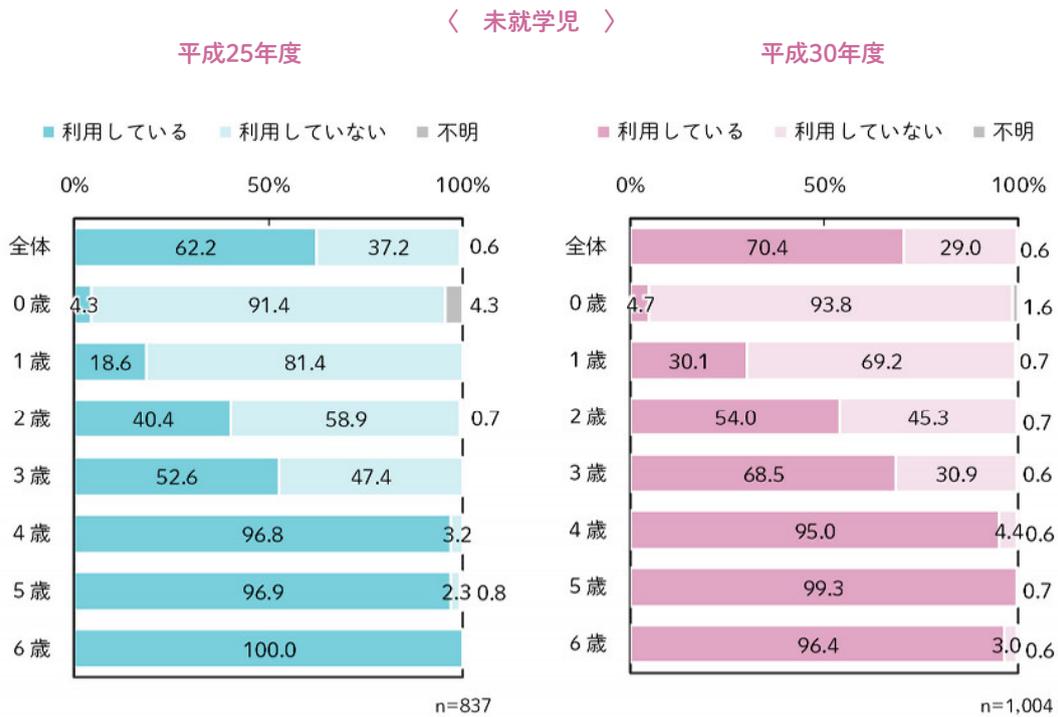
定期的な教育・保育事業の利用状況 - 利用者は前回調査比8ポイント超、大幅増加 -

定期的に保育所や幼稚園等の教育・保育事業を利用している人は、今回調査では70%を超えており、前回調査を8ポイント以上上回りました(図表-28)。

年齢別にみると、4歳以上の子どもでは、90%超とほとんどが「利用している」と回答しており、前回調査とあまり変わりませんが、1歳から3歳では、「利用している」の割合がそれぞれ10ポイント以上上昇しています。

母親の就労率の上昇とともに、定期的な教育・保育の利用開始年齢が低下していること、施設の利用環境が整い、未就学児を持つ母親が就労しやすくなっていることなどが考えられます。

● **図表-28** 定期的な教育・保育事業の利用状況



定期的に利用している教育・保育事業の割合を年齢別にみると、前回調査以降、市内に新たに認定こども園や小規模保育園が開設されたこともあり、これらの事業を利用する割合が高まっています(図表-29・30)。

●図表-29 定期的に利用している教育・保育事業の割合(平成30年度)

定期的に利用している教育・保育事業の割合(年齢別) 平成30年度(複数回答)

	回答数	幼稚園	幼稚園の 預かり保育	保育所	認定 こども園	小規模保 育事業	企業主導型 保育事業	認可外 保育施設	ファミリー・ サポート・ センター	その他
全体	707	29.8	10.6	47.2	16.1	2.1	1.7	0.1	0.3	2.4
0歳	3	0.0	0.0	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
1歳	43	2.3	0.0	46.5	27.9	11.6	9.3	0.0	0.0	2.3
2歳	81	7.4	4.9	61.7	16.0	6.2	3.7	0.0	0.0	1.2
3歳	111	10.8	3.6	61.3	17.1	2.7	3.6	0.0	0.9	5.4
4歳	152	42.8	7.9	38.8	15.1	0.7	0.7	0.7	0.0	1.3
5歳	150	42.7	18.0	40.0	16.0	0.0	0.0	0.0	0.7	1.3
6歳	163	37.4	16.6	45.4	13.5	0.0	0.0	0.0	0.0	3.1

※色付きのセルは、値が前回調査を上回ったことを示し、濃い色は前回より10ポイント以上上昇したことを示しています。

※「全体」の回答数には、年齢に回答のなかったサンプルも含まれるため、各年齢の回答数の合計とは異なる。

●図表-30 定期的に利用している教育・保育事業の割合(平成25年度)

定期的に利用している教育・保育事業の割合(年齢別) 平成25年度(複数回答)

	回答数	幼稚園	幼稚園の 預かり保育	認可 保育所	認定 こども園	小規模な 保育施設	事業所内 保育施設	認可外 保育所	ファミリー・ サポート・ センター	その他
全体	521	37.4	2.3	53.2	4.2	1.2	0.4	1.3	0.6	2.9
0歳	3	0.0	33.3	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1歳	21	0.0	0.0	76.2	4.8	0.0	0.0	14.3	0.0	9.5
2歳	57	0.0	0.0	84.2	3.5	1.8	1.8	3.5	0.0	7.0
3歳	71	7.0	0.0	76.1	5.6	1.4	0.0	0.0	2.8	7.0
4歳	121	50.4	3.3	46.3	3.3	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0
5歳	127	59.1	3.9	34.6	4.7	1.6	0.8	0.0	0.8	0.8
6歳	120	44.2	1.7	47.5	3.3	0.8	0.0	1.7	0.0	2.5

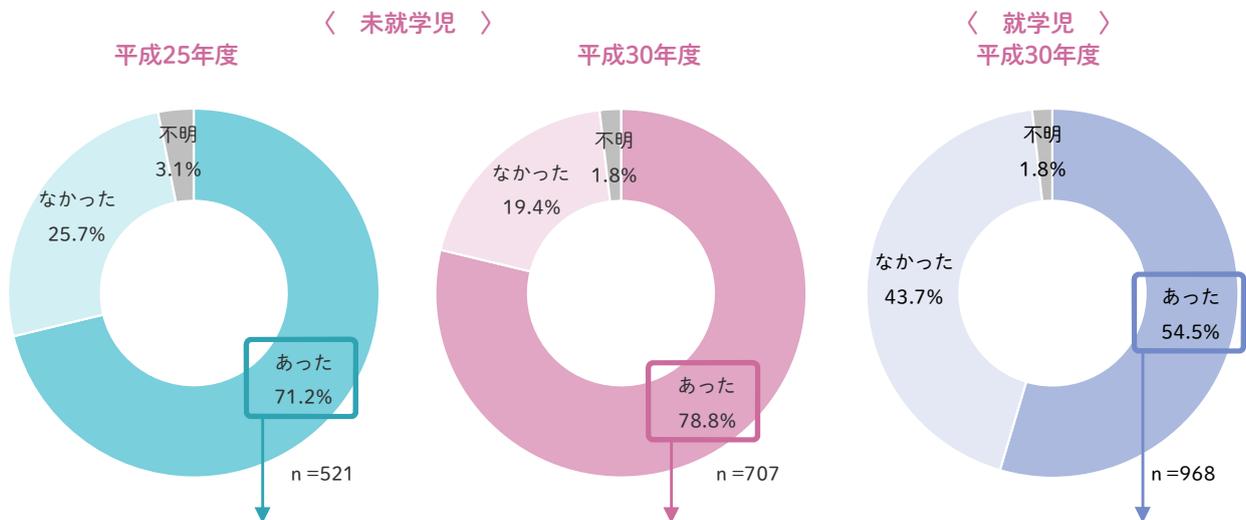
病児・病後児保育の利用状況 - 未就学児では、病児・病後児保育の利用割合が高まる -

未就学児においては、認定こども園等を利用している子どもが、病気やけがで施設を利用できないことがあったという回答は78.8%で、前回調査を7.6ポイント上回りました(図表-31)。

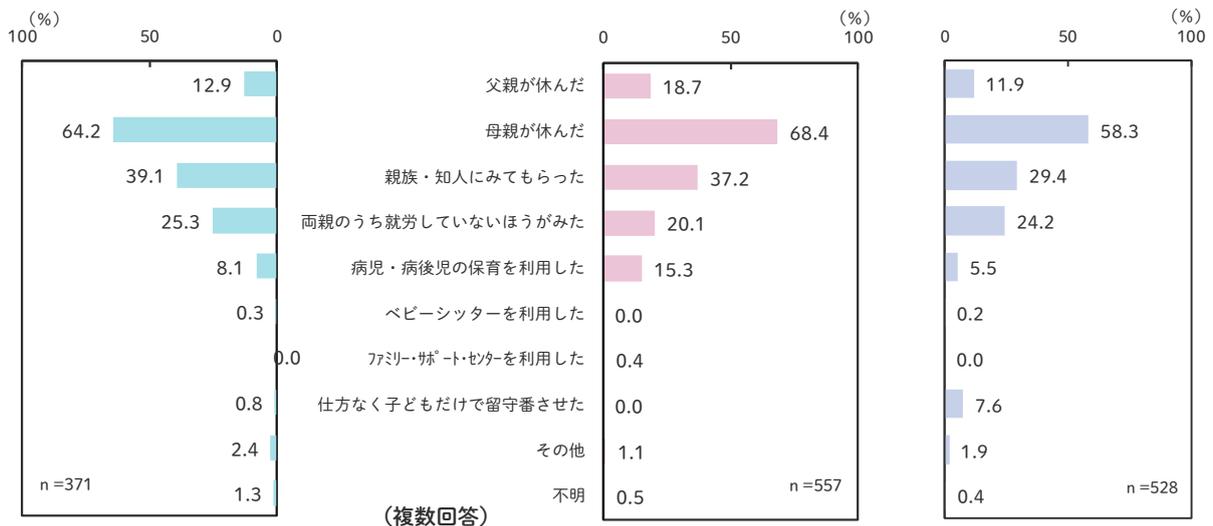
施設を利用できなかった際の対処方法としては、「母親が休んだ」が68.4%と最も多くなっています(図表-32)。前回調査と比較して回答割合が高まったのが、「病児・病後児の保育を利用した」と「父親が休んだ」で、前回調査よりそれぞれ7.2ポイント、5.8ポイント上昇しました。

一方、小学生においては、病気やケガで学校を休んだことがあったという回答は54.5%で、未就学児に比べると割合は低くなっています(図表-31)。学校を休んだ際の対処方法としては、「母親が休んだ」が58.3%で最も多く、未就学児では0%であった「仕方なく子どもだけで留守番させた」という回答が7.6%ありました(図表-32)。

●図表-31 病児・病後児保育の利用状況



●図表-32 施設が利用できないことがあった際の対処方法



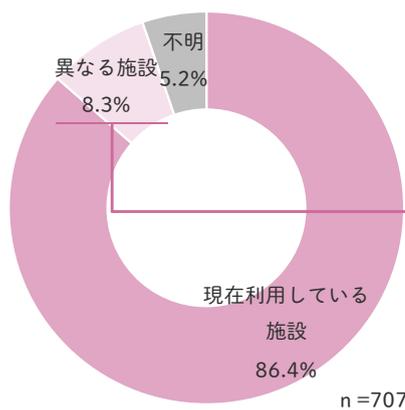
幼児教育・保育の無償化の影響

－ 幼児教育等の施設を利用していない人は長期間の預かりニーズが高い－

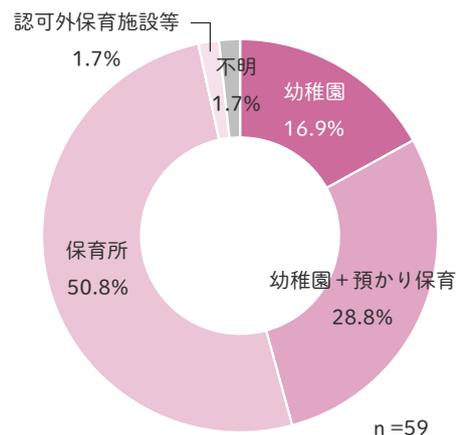
現在、幼児教育・保育の施設を利用している人のうち、幼児教育・保育が無償化された際にも、「現在利用している施設」を引き続き利用したいと考える人は86.4%にのびりました(図表-33)。

また、無償化された場合、「異なる施設」を利用したいと考えている人のうち約半数が「保育所」の利用を希望していることが分かりました(図表-34)。

● 図表-33 無償化された場合の施設利用意向



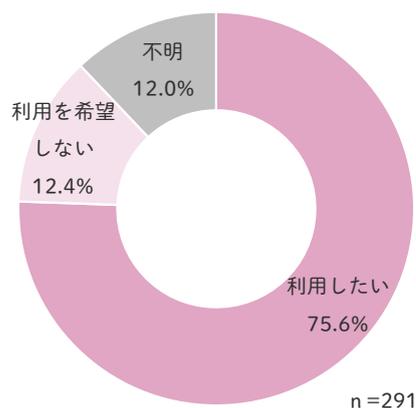
● 図表-34 無償化された場合新たに利用したい施設



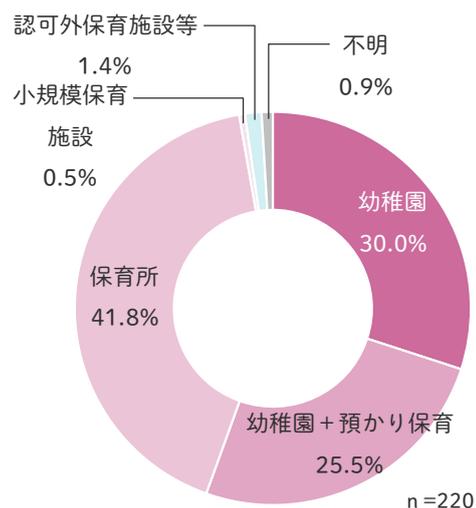
現在、幼児教育・保育の施設を利用していない人のうち75.6%は、「無償化されたら新たに施設を利用したい」と回答しています(図表-35)。

利用したい施設としては、「保育所(41.8%)」「幼稚園(30.0%)」「幼稚園+預かり保育(25.5%)」という回答が多くなっています(図表-36)。「保育所」と「幼稚園+預かり保育」を合わせると7割近くになり、子どもを預けて、できるだけ長時間の就労を希望する人が多いことがうかがえます。

● 図表-35 現在利用していない人の無償化後の利用意向



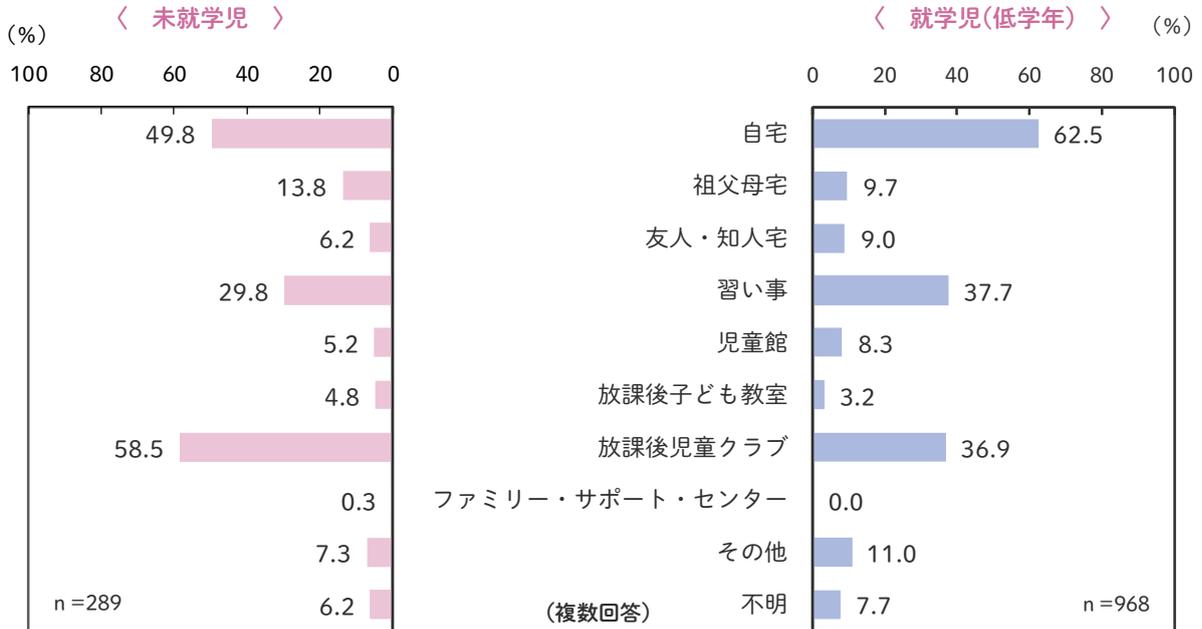
● 図表-36 無償化後に利用したい施設



放課後の過ごし方 - 小学校低学年の間における放課後児童クラブの利用意向が高い -

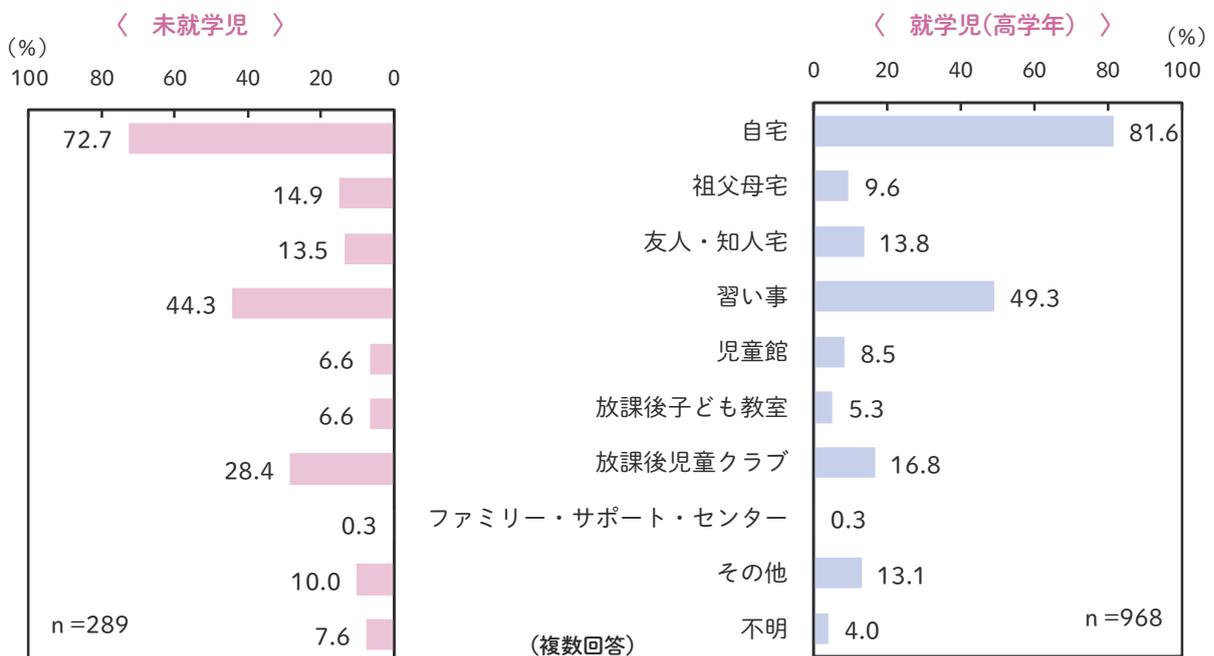
小学校低学年の間、放課後を過ごさせたい場所として「自宅(62.5%)」に次いで多いのは、「習い事(37.7%)」と「放課後児童クラブ(36.9%)」となっています(図表-37)。5歳以上の未就学児の保護者では、「放課後児童クラブ(58.5%)」の希望割合が最も高くなっています。

●図表-37 小学校低学年での放課後の過ごし方



小学校高学年の放課後を過ごさせたい場所としては、「自宅(81.6%)」に次いで「習い事(49.3%)」が多くなっています(図表-38)。ただ、高学年になると、「放課後児童クラブ(16.8%)」で過ごさせたいという回答は、低学年の半分以下となっており、高学年になると、自宅で一人で過ごさせることへの不安感も軽減することがうかがえます。

●図表-38 小学校高学年での放課後の過ごし方



子育ての環境や満足度 - 前回調査に比べ満足度は向上 -

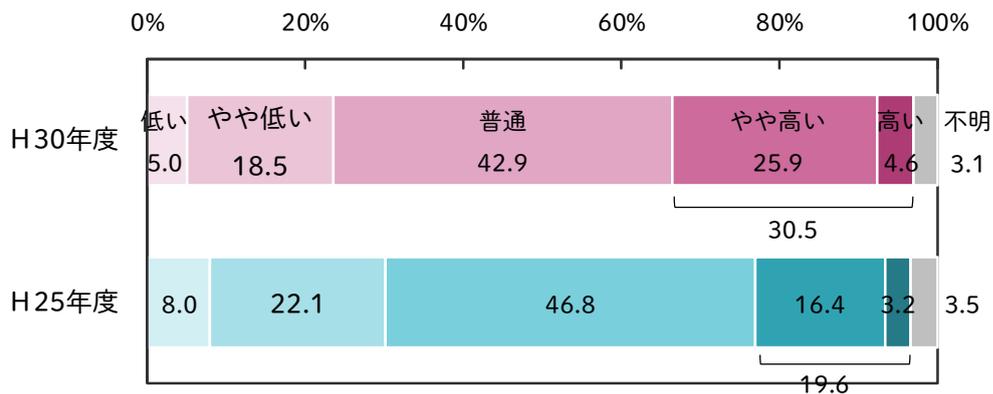
子育ての環境や子育て関連施策に対する満足度(未就学児の保護者)は、「高い」「やや高い」を合わせると30.5%と、前回調査の19.6%から10ポイント以上上昇しました(図表-39)。

本市の子育て支援事業に対する認知度や利用度も上昇しており、支援策が市民に浸透してきていることがうかがえます。

一方、就学児の保護者における満足度は、未就学児の保護者の回答と比べると、やや低くなっており、今後も継続的に子育て支援事業の周知・充実等を図ることが求められています(図表-40)。

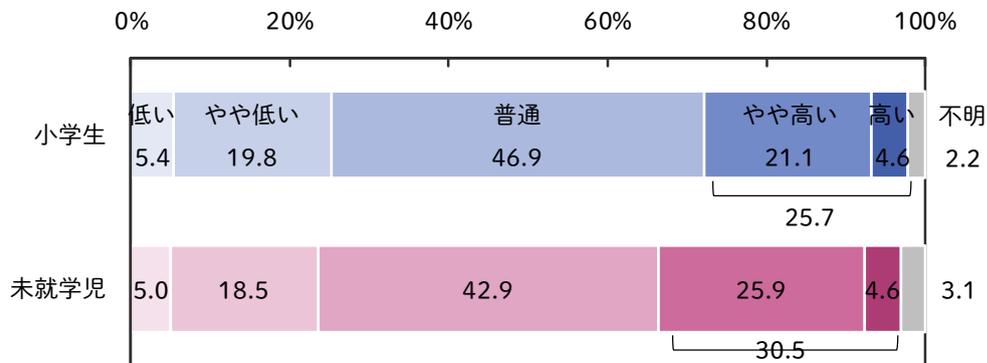
●図表-39 子育て環境等の満足度(未就学児の保護者)

〈 未就学児 〉



●図表-40 子育て環境等の満足度(就学児の保護者)

〈 未就学児(再掲)と就学児 〉



4 前計画の進捗状況

(1) 具体的な取組(基本施策)に対する評価

平成26年度に策定した伊予市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況をみるため、9つの基本目標に基づき設定した事業について、計画期間中の実績等から評価を行いました。事業の評価方法については、次のとおりです。

評価	内容
◎	目標を達成することができた
○	目標の一部を達成することができた
△	目標に近づくことができなかった
×	他の事業への統合等により廃止した

基本目標1 幼児期の学校教育・保育の充実

教育・保育の受け皿の整備

施設型給付（令和元年度5月1日時点）

No	事業名	評価	実績
1	認定こども園	◎	施設数 2カ所 H29年度に私立の認定こども園を開設
2	幼稚園	◎	施設数 5カ所
3	保育所	◎	施設数 9カ所 佐礼谷・みどり保育所は園児不足により 廃園

地域型保育給付（令和元年度5月1日時点）

No	事業名	評価	実績
1	家庭的保育	△	ニーズなし
2	小規模保育	◎	施設数 2カ所
3	居宅訪問型保育	△	ニーズなし
4	事業所内保育	△	ニーズなし

基本目標2 地域における子育ての支援

2-1 地域における子育て支援サービスの充実

地域子ども・子育て支援事業

No	事業名	評価	実績
1	利用者支援事業	◎	施設数 1カ所 / H29年度に母子健康包括支援センターを開設
2	地域子育て支援拠点事業	○	H30年度 利用者数 6,665人
3	妊婦健康診査事業	◎	H30年度 受診者数 203人
4	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	◎	H30年度 利用者数 212人
5	養育支援訪問事業	◎	H29年度 利用者数 40人
6	子育て短期支援事業	△	実施していない
7	ファミリー・サポート・センター事業	◎	H30年度 利用者数 856人
8	一時預かり事業	◎	H30年度 利用者数 13,551人
9	延長保育事業	◎	H30年度 利用者数 168人
10	病児・病後児保育事業	◎	H30年度 利用者数 832人
11	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	◎	H30年度 利用者数 454人
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	△	実施していない
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	△	実施していない

地域子ども・子育て支援事業以外の事業

No	事業名	評価	実績
1	子育て支援ホームヘルプサービス	○	H30年度 利用者数 0人/ H29年度より子育て支援ヘルパー派遣事業として実施
2	家庭児童相談室	◎	H30年度 利用者数 1,047人 H28年4月に子ども総合センターを開設
3	情報提供の充実	○	制度の変更等のつど、ホームページ・広報・窓口で周知を実施

No	事業名	評価	実績
4	ブックスタート事業	◎	H30年度 利用者数 454人
5	放課後子ども総合プランの推進	△	H27～29年度は放課後児童クラブと放課後子ども教室を連携型として実施したが一体型には至らなかった

2-2 保育サービスの充実

No	事業名	評価	実績
1	通常の保育	◎	H30年度 利用者数 669人
2	乳児の保育	◎	H30年度 利用者数 22人
3	延長保育事業	◎	H30年度 利用者数 168人
4	障がい児保育	◎	H30年度 利用者数 7人
5	保育士の資質の向上	◎	H28年度から保育指導室を設置し、各保育所の巡回指導等を実施
6	子どもの健康及び安全確保	○	規模の大きな保育所に看護師を配置
7	英語体験学習	◎	毎年度実施
8	公立保育所の民間委託	△	実施していない

2-3 児童の健全育成

No	事業名	評価	実績
1	児童館運営事業	◎	H30年度 利用者数 89,963人
2	放課後子ども教室	◎	H30年度 登録者数 16人
3	学校教育問題対策協議会	◎	参加者数 各校10～20人程度 各小中学校で年1～3回実施
4	青少年補導委員会	○	H30年度 出動延べ人数 1,645人

2-4 世代間交流の促進

No	事業名	評価	実績
1	保育所地域活動	◎	H30年度 実施保育所数 9カ所
2	地域組織活動育成	◎	H30年度 参加延べ人数 8,452人 H30年度から助成金額を見直し
3	保育所・高等学校交流活動	◎	各保育所と伊予農業高等学校で日程調整して実施
4	ぐんちゅう保育所楽鼓隊	◎	毎月1回程度の練習を継続し、「和太鼓の集い」等のイベントに参加
5	コミュニティ運動会	○	H30年度 参加者数 4,080人

基本目標3 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

3-1 子どもや母親の健康の確保

No	事業名	評価	実績
1	母子健康手帳交付	◎	H30年度 交付人数 203人 H29年度より母子健康包括支援センターにて交付窓口を一本化
2	マザー教室	○	H30年度 利用者数61人/6回
3	個別健康診査	○	H30年度 受診者数 2,947人 (妊婦2,330人、歯科95人、乳児430人、新生児聴覚検査92人)
4	訪問指導	○	H30年度 利用者数 560人 (妊産婦242人、新生児・未熟児・乳児227人、事後指導91人)
5	集団健診	○	H30年度 受診者数 725人 (7カ月児217人、1歳6カ月児233人、3歳児275人)
6	精密健康診査	○	H30年度 受診者数 23人
7	予防接種	◎	H30年度 接種者数 6,346人
8	育児相談	◎	H30年度 相談人数 2,410人
9	歯科相談	◎	H30年度 相談人数 290人

No	事業名	評価	実績
10	フッ化物塗布	○	H30年度 利用者数 461人
11	フッ化物洗口	◎	H30年度 利用者数 2,986人 (保育所・幼稚園(4歳以上)・小中学校の希望者全員を対象に実施)
12	むし歯予防教室	○	H30年度 利用者数 573人
13	心理相談	○	H30年度 利用者数 82人/12回
14	療育教室	◎	H30年度 利用者数 846人
15	離乳食講座	◎	H30年度 利用者数 130人
16	育児講座	◎	H30年度 利用者数 380人
17	小児救急出前講座	○	H30年度 延べ利用者数 152人/16回
18	学校保健との連携	○	食育・歯科保健等の子どもの健康に関する問題について、情報提供や健康教室の開催などと連携して実施
19	総合保健福祉センター	◎	H30年度 延べ利用者数 33,469人
20	特定不妊治療費助成事業	◎	H30年度 助成者数 19人
21	母子健康包括支援センター	◎	施設数 1カ所 / H29年度に母子健康包括支援センターを開設【再掲】
22	産後ケア事業	△	H29年度より事業開始 H30年度 利用者数 0人
23	マタニティヨガ教室	○	H29年度より事業開始 H30年度 利用者数 69人

3-2 「食育」の推進

No	事業名	評価	実績
1	伊予市食育推進計画	◎	H30年度 食育推進会議(又は策定委員会)開催件数 0回(1回) ※H29年度からは「伊予市健康づくり・食育推進協議会」を開催。()内は協議会開催回数。
2	お米・野菜作り体験学習	◎	H30年度 実施園数 13カ所 (公立保育所9カ所、幼稚園4カ所)

No	事業名	評価	実績
3	食と食文化のまちづくり	◎	H30年度 キッズキッチン実施園数 7カ所

基本目標4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

4-1 次代の親の育成

No	事業名	評価	実績
1	男女共同参画の啓発活動(企画)	◎	パンフレットの配布・ホームページ・広報誌等による啓発活動を実施

4-2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

No	事業名	評価	実績
1	幼稚園	◎	H30年度 園児数 191人
2	スクールカウンセラー	◎	H30年度 延べ相談者数 285人
3	巡回教育相談員	◎	各小中学校に週1回程度相談員が訪問
4	中学生海外派遣	◎	H30年度 派遣者数16人
5	特色ある学校づくり	◎	各小中学校の総合的な学習時間において、組織的・総合的な研究や活動を実施

4-3 家庭や地域の教育力の向上

No	事業名	評価	実績
1	愛護班活動	○	H30年度 延べ参加者数 2,009人
2	PTA活動	○	H30年度 参加人数 60人 (子どもを語る座談会)
3	各種子ども体験活動	○	H30年度 延べ参加者数 1,288人

基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備

5-1 良質な住宅の確保

No	事業名	評価	実績
1	市営住宅整備	◎	H30年度に新たな住宅施策の基本方針を検討し、R元年6月に伊予市住宅マスタープランを策定

5-2 安全・安心なまちづくりの推進等

No	事業名	評価	実績
1	公園等の維持管理	◎	遊具点検・樹木の伐採等を実施
2	公園等の整備	○	谷上山公園のトイレを障がい者対応トイレに改修
3	安全・安心まちづくり推進協議会	○	H30年度 協議案件数 6件

基本目標6 職業生活と家庭生活との両立の推進

6-1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

No	事業名	評価	実績
1	ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	◎	パンフレットの配布・ホームページ・広報誌等による啓発活動を実施
2	再就職準備セミナー等の啓発	◎	ハローワークから提供のあった求人情報を経済雇用戦略課窓口に設置
3	家庭や職業等における男女共同参画	◎	パンフレットの配布や講座・講演会等の開催を実施

6-2 仕事と子育ての両立の推進

No	事業名	評価	実績
1	通常の保育【再掲】	◎	H30年度 施設数 9カ所
2	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【再掲】	◎	H30年度 利用者数 454人

基本目標7 子どもの安全の確保

7-1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

No	事業名	評価	実績
1	交通指導員	○	H30年度 安全指導回数 34回
2	交通安全用具の支給	○	H30年度 支給数 1,487
3	ヘルメット購入補助	◎	H30年度 補助人数 93人
4	通学バス運行業務	◎	H30年度 対象者数 101人
5	親子交通安全教室	◎	H30年度 実施園数 14カ所

7-2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

No	事業名	評価	実績
1	防犯灯設置	○	H30年度 設置数 257
2	安全・安心メール配信	○	H30年度 配信数 14
3	見守り隊活動	◎	地域ぐるみで登下校時に見守りを実施
4	非常通報装置の設置	◎	全幼稚園・小中学校に設置
5	危機管理マニュアル	◎	各保育所・幼稚園・小中学校において、危機管理マニュアルを作成
6	不審者の侵入防止	◎	H29年6月より幼稚園・小中学校に監視カメラを設置、不審者対策の講習等の実施

基本目標8 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

8-1 児童虐待防止対策の充実

No	事業名	評価	実績
1	要保護児童地域対策協議会	◎	H30年度 実施回数 4回
2	児童虐待の早期発見	◎	H30年度 発見件数 15件

8-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

No	事業名	評価	実績
1	母子自立支援	○	H30年度 相談件数 13件
2	子育て支援ホームヘルプサービス【再掲】	○	H30年度 利用者数 0人 /H29年度より子育て支援ヘルパー派遣事業として実施

8-3 障がい児施策の充実

No	事業名	評価	実績
1	日常生活用具費支給	◎	H30年度 支給件数 69件
2	介護給付費等支給及び障害児通所支援事業	◎	H30年度 介護給付件数 19件 H30年度 通所支援事業 30件
3	補装具費支給	◎	H30年度 支給件数 8件
4	育成医療費支給	◎	H30年度 支給件数 8件
5	障がい福祉計画の策定	◎	第1期障がい児福祉計画(H30年3月)を策定
6	通級による指導	◎	H30年度 通級人数 114人
7	幼児ことばの教室	◎	H30年度 通級人数 42人
8	教育相談	◎	H30年度 相談者数 57人
9	教育支援委員会	◎	H30年度 開催件数 2件
10	特別支援教育巡回相談員	◎	H30年度 活動日数 203日 H30年度 延べ訪問数 336件
11	タイムケア	◎	H28年度から放課後等デイサービス事業に移行

No	事業名	評価	実績
12	保育・生活支援員	◎	H30年度 配置人数 26人
13	難聴児補聴器支給	◎	H30年度 助成件数 1件
14	放課後等デイサービス	◎	H30年度 67件

基本目標9 経済的支援策の充実

No	事業名	評価	実績
1	児童手当	◎	H30年度 受給者数 2,240人(4,066人) ※()内は児童数
2	児童扶養手当	◎	H30年度 受給者数 285人(432人) ※()内は児童数
3	子ども医療費助成	◎	H30年度 対象者数 4,892人
4	私立幼稚園就園奨励費補助	◎	H30年度 補助額 3,160千円
5	対外運動競技等派遣費補助	◎	H30年度 補助額 1,127千円
6	遠距離通学費助成	◎	H30年度 補助額 289千円
7	障害児福祉手当	◎	H30年度 受給者数 24人
8	特別児童扶養手当	◎	H30年度 受給者数 84人
9	要保護・準要保護児童生徒の 就学援助	◎	H30年度 扶助費 37,277千円
10	母子及び父子並びに寡婦福祉 資金貸付	◎	H30年度 貸付件数 3件
11	ひとり親家庭医療費助成	◎	H30年度 対象者数 772人
12	母子家庭等自立支援教育訓練 給付	○	H30年度 受給者数 0人
13	母子家庭等高等職業訓練促進 給付	◎	H30年度 受給者数 2人
14	紙オムツ購入助成券の交付 (愛顔の子育て応援事業)	◎	H29年度より開始 対象：第2子以降の子どもを有する保護者 H30年度 交付者数 154人
15	未熟児養育医療費助成	◎	H30年度 受給者数 3人

No	事業名	評価	実績
16	重度心身障害者(児)医療費助成	◎	H30年度 受給者数 31人



(2) 目標事務量の進捗状況

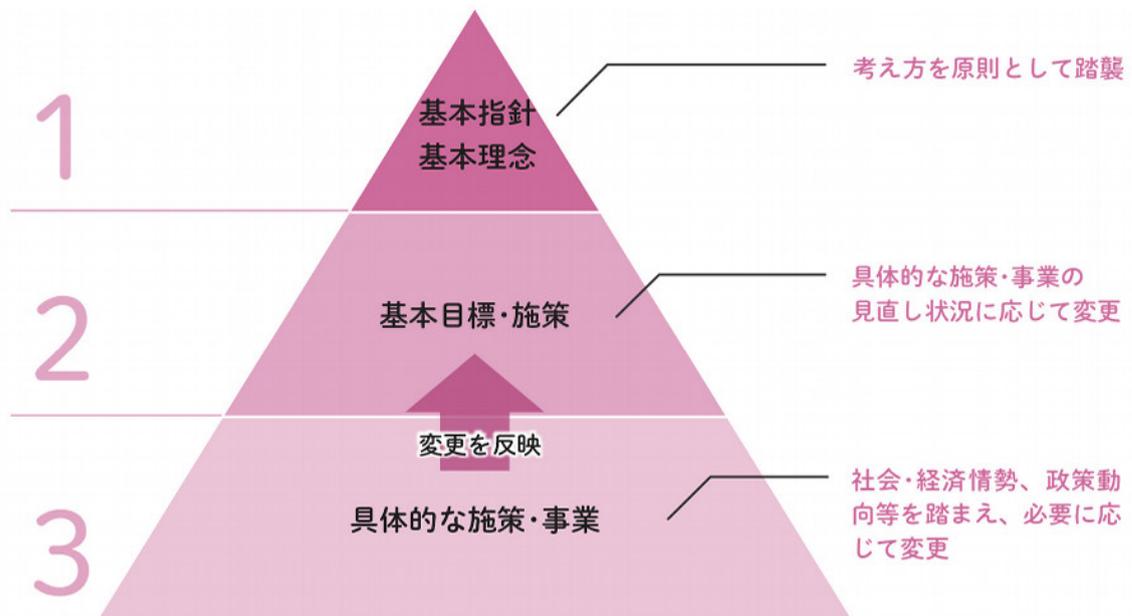
事業名	単位	目標事業量 令和元年度	実績			
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
①通常の保育	入所者数	700	604	660	661	669
②延長保育事業	箇所数	6	4	5	6	6
	登録者数	72	100	116	207	168
③一時預かり事業 (幼稚園型含む)	箇所数	10	5	6	9	10
	人数	13,105	7,074	12,208	15,319	13,551
④病児・病後児保育事業 (H28年度より市直営)	箇所数	1	松前町に 事業委託	1	1	1
	人数	260		688	852	832
⑤放課後児童健全育成 (放課後児童クラブ)	箇所数	16	15	15	15	16
	登録者数	460	362	379	435	454
⑥ファミリー・サポー ト・センター事業	箇所数	1	1	1	1	1
	利用人数	650	975	831	1,089	856
⑦地域子育て 支援拠点事業 (子育て支援センター)	センター型 利用人数	1 12,000	1 11,042	1 7,918	1 6,290	1 6,665
	ひろば型	実施予定なし				
	児童館型	実施予定なし				
⑧放課後こども教室	箇所数	1	1	1	1	1
⑨夜間保育	箇所数	実施予定なし				
⑩休日保育	箇所数	実施予定なし				
⑪特定保育	箇所数	実施予定なし				
⑫子育て短期支援事業 (ショートステイ)	箇所数	実施予定なし				
⑬子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	箇所数	実施予定なし				

第3章 支援事業計画の基本的な考え方

1 計画見直しの考え方

基本的な考え方

計画に定める「基本指針」及び「基本理念」については、原則として、第1期計画の考え方を踏襲するものとしますが、具体的な施策や取組の内容を見直す中で不整合が発生する場合には、「基本目標・施策」においても、必要に応じて修正を行うものとします。



見直し事項① 基本目標10 子どもの貧困対策の推進の追加

国においては、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を推進することを目的として、平成25年に「子供の貧困対策の推進に関する法律」が制定され、平成26年に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。そのような中、愛媛県では、子どもの生活状況や現在の幸福度、子育て家庭が抱える不安等の把握を目的として、令和元年9月に「子どもの生活に関する調査」が実施されました。

本計画では、これらの政策動向や愛媛県の調査結果を踏まえ、基本目標10として「子どもの貧困対策の推進」を追加します。

見直し事項② 教育・保育の無償化の影響等も踏まえた見直し

幼児期の教育・保育の量の見込、提供体制の確保及び実施時期については、平成30年7月に策定した「伊予市公立保育所の適正規模及び民営化基本方針」に基づき、無償化の影響等も勘案しながら計画の見直しを行います。

2 子ども・子育て支援法に基づく基本指針

今期計画においても、前期計画同様、子ども・子育て支援法に基づき、以下の基本指針に沿って計画を策定します。

(1) 子どもの視点を尊重します

「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」との考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの育ちの過程に応じた支援を行います。

(2) 全ての子どもと子育て家庭を支援します

「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」との基本認識を念頭に、就労状況や性別などにより、さまざまに状況が異なる保護者に寄り添い、安心して子育てができるよう支援します。

(3) 社会全体で子育てを応援します

子育てに関わる全ての人がある喜びを感じるために、家庭・地域・企業・行政などが連携して、社会全体で子育てを支援します。

3 計画の基本理念

保護者が、子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、家庭・地域・学校・事業者・行政などが、それぞれの役割と責任を自覚し、子どもに最善の利益がもたらされるよう、協働して子育てに努めるようなまちづくりを推進します。

基本理念

明るい未来

子どもの笑顔あふれる やさしいまち

4 基本目標

国の基本指針に規定されている項目を踏まえた上で、伊予市の実情を考慮し、以下の10の基本目標を設定します。

基本目標1 幼児期の学校教育・保育の充実

- 子育て家庭の生活実態や意向を十分に踏まえた教育・保育の受け皿の整備を図ります。

基本目標2 地域における子育ての支援

- 全ての子育て家庭へ支援を行う観点から、地域における子育て支援サービスの充実を図ります。また、サービスを有効に利用できるよう、情報の周知に努めます。
- 保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえて、サービスの提供体制を整備します。また、保育の質の向上にも努めます。
- 子どもの健全な成長のため、学校や地域の方々と協力して、子どもたちの安全・安心な居場所づくりを推進します。

基本目標3 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

- 婚前妊娠や晩婚化による高齢出産など、妊娠を取り巻く状況が変化しています。また、孤立化した状態での子育てが育児ノイローゼや子どもへの虐待にまで結びつくこともあり、今後は、母と子どもの心と体を守る健診体制や相談体制をより一層充実させていくことが求められます。
- 関係機関との連携体制を整えるとともに、妊娠・出産・子育てなどについて学ぶ機会を提供し、安心して妊娠・出産へ臨めるよう支援します。

基本目標4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- 次代を担う子どもたちが、個性豊かに生きる力を身につけるために、きめ細やかな教育環境の整備が必要です。学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力し、社会全体の教育力の向上を目指します。

基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備

- 子どもや妊産婦、親子連れなどが、安心して外出や社会参加できるよう、公共施設や設備の改善に努めるとともに、住環境の整備・充実を図ります。また、災害や犯罪から子どもを守るとともに、子どもや子育てに配慮したまちづくりに努めます。

基本目標6 職業生活と家庭生活との両立の推進

- 子どもが安心して成長するために、子育てと仕事が両立できるような環境整備が求められています。男性の働き方の見直し、労働者・事業主・地域住民等の意識改革を啓発します。また、保育サービスや放課後児童クラブの充実等、多様な働き方に対応した支援体制の充実を図ります。

基本目標7 子どもの安全の確保

- 子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、警察・保育所・幼稚園・学校・地域等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な安全対策を推進します。

基本目標8 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

- 児童虐待による深刻な被害や死亡事故があってはならないとの認識の下、福祉・医療・保健・教育・警察などの関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、相互に情報を共有します。
- ひとり親家庭は年々増加する傾向にあり、その家庭の児童の健全な育成を図るため、子育て支援、就業支援、経済支援など、総合的な対策を充実させます。
- 障がいのある子どもについては、在宅で生活する上での支援や、就学支援も含めた教育支援体制の整備を行います。

基本目標9 経済的支援策の充実

- 子育てに費やす費用は、医療・保育・教育等、多岐にわたっており、その経済的負担の軽減は多くの家庭で望まれています。各種手当の普及・啓発に努め、子育て家庭への経済的支援を推進します。

基本目標10 子どもの貧困対策の推進

- 子どもが生まれた家庭環境や社会状況に関係なく、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる機会と環境の整備を推進します。

5 計画の施策体系

基本理念

明るい未来
子どもの笑顔あふれる
やさしいまち

基本目標

1 幼児期の学校教育・保育の充実

2 地域における子育ての支援

3 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

5 子育てを支援する生活環境の整備

6 職業生活と家庭生活との両立の推進

7 子どもの安全の確保

8 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

9 経済的支援策の充実

10 子どもの貧困対策の推進

施策

1 教育・保育の受け皿の整備

1 地域における子育て支援サービスの充実
2 保育サービスの充実
3 児童の健全育成
4 世代間交流の促進

1 子どもや母親の健康の確保
2 「食育」の推進

1 次代の親の育成
2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
3 家庭や地域の教育力の向上

1 良質な住宅の確保
2 安全・安心まちづくりの推進等

1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
2 仕事と子育ての両立の推進

1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

1 児童虐待防止対策の充実
2 ひとり親家庭等の自立支援の推進
3 障がい児施策の充実

1 経済的支援策の充実

1 子どもの居場所づくりの推進
2 貧困家庭児童等の生活・学習支援事業の推進

基本目標 1 幼児期の学校教育・保育の充実

1 教育・保育の受け皿の整備

子育て家庭の生活実態や意向を十分に踏まえた教育・保育の受け皿の整備を図ります。

施設型給付

No.	事業名	事業内容／取組内容	担当部門
1	認定こども園	就学前の子どもに関する教育・保育や地域における子育て支援を総合的に提供する機能を備えた「認定こども園」の設置を推進します。	子育て支援課
2	幼稚園	幼児期の特性等を踏まえ、生涯にわたる人間形成の基礎を培うとともに、小学校以降の教育の基盤をつくる教育環境の整備を図ります。	子育て支援課 学校教育課
3	保育所	保育を必要とする子どもを受け入れ、日々の保育を実施します。 事業計画に基づき、必要な入所定員の確保に努めます。	子育て支援課

地域型保育給付

No.	事業名	事業内容／取組内容	担当部門
1	家庭的保育	保育者が居宅等において家庭的な雰囲気のもと、保育を必要とする少人数(5人以下)の乳児・幼児(原則として満3歳未満)を対象に、保育を実施する事業です。 市町村の認可事業として位置付けられ、地域のニーズに応じて計画的に整備を進めます。	子育て支援課
2	小規模保育	保育を必要とする乳児・幼児(原則として満3歳未満)を対象に、定員6人以上20人未満で保育を実施する事業です。 市町村の認可事業として位置付けられ、地域のニーズに応じて計画的に整備を進めます。	子育て支援課
3	居宅訪問型保育	障がいや疾病等により集団保育が著しく困難な乳児・幼児を対象に、その乳児・幼児(原則として満3歳未満)の居宅において1対1を基本とする保育を実施する事業です。 市町村の認可事業として位置付けられ、地域のニーズに応じて計画的に整備を進めます。	子育て支援課

No.	事業名	事業内容／取組内容	担当部門
4	事業所内保育	<p>企業が主として、従業員の仕事と子育ての両立支援策として設置する事業所内保育施設において、満3歳未満の保育を必要とする乳児・幼児を保育する事業です。</p> <p>市町村の認可事業として位置付けられ、地域のニーズに応じて計画的に整備を進めます。</p>	子育て支援課



基本目標 2 地域における子育ての支援

1 地域における子育て支援サービスの充実

全ての子育て家庭への支援を行う観点から、地域におけるさまざまな子育てサービスの充実を図ります。

地域子ども・子育て支援事業

No.	事業名	事業内容／取組内容	担当部門
1	利用者支援事業 【4-4-1 ³ 参照】 (79ページ)	子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育施設や一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、市役所や地域子育て支援拠点で情報提供を行い、相談を受け付けるなど利用者支援を図ります。また、平成29年度に母子健康包括支援センターを保健センター内に開設しました。 妊娠初期から子育て期にわたり、母子保健分野と子育て支援分野が連携し切れ目のない支援を行います。 妊娠の届出を機会に、全妊婦の状況を把握し、利用可能なサービスの情報提供や相談を行います。 必要に応じ個別支援プランを策定し、関係機関と連携し継続的な支援を行います。 健診や育児相談等の母子保健サービスと一体的に、さらに子育て支援サービスと連携して支援します。	子育て支援課 健康増進課
2	地域子育て支援拠点事業 【4-4-2参照】 (80ページ)	保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流、育児相談等を実施し、育児不安等の解消を図ります。障がいのある児童と保護者に対し、早期発見かつ継続的な見守り等を行うため、各小中学校・幼稚園・保育所及び保健センター等とネットワークを構築します。 特別支援教育に関する相談を強化します。	子育て支援課

³ 「事業量の見込みと確保方策」を記した部分を表します。「4-4-1」は「第4章 4(1)」を意味します。

No.	事業名	事業内容／取組内容	担当部門
3	妊婦健康診査事業 【4-4-3参照】 (80ページ)	妊婦の疾病の早期発見・早期治療を図り、健康の保持増進に努めます。 公費負担を継続的に実施し、健康管理と経済的支援を図ります。また、受診率を上げるために本事業の周知に努めます。 県外医療機関での受診に対し助成制度で対応しています。健診結果から必要なケースに対し、医療機関と連携し保健指導を行います。	健康増進課
4	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問) 【4-4-4参照】 (80ページ)	生後4カ月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する相談や、必要な情報提供を行います。 里帰り出産や保護者からの拒否により、訪問のできていない家庭があるため、今後、全戸訪問ができるように努めます。 また、訪問ができない家庭については、民生委員や関係機関と連携し、情報確認に努め、適切な支援等を行います。	子育て支援課 健康増進課
5	養育支援訪問事業 【4-4-5参照】 (81ページ)	養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、必要な訪問支援を実施します。 子ども総合センターと母子健康包括支援センターが連携を取りながら実施します。	健康増進課
6	子育て短期支援事業 【4-4-6参照】 (81ページ)	保護者の病気等の理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、施設で必要な養育・保護を行う事業です。 短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)と夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)があります。当面実施を予定しませんが、今後の状況に応じて実施を検討します。	子育て支援課
7	ファミリー・サポート・センター事業 【4-4-7参照】 (81ページ)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て家庭を対象に、援助を受けたい人(依頼会員)と援助を行いたい人(提供会員)等の連絡調整を行うとともに、提供会員に必要な講習やその他必要な援助を行います。 保護者のニーズにできるだけ対応できるよう、提供会員数の増加を図ります。 病児・病後児の預かり、緊急時の子どもの預かりに対応する緊急サポートセンターを設置します。	子育て支援課

No.	事業名	事業内容／取組内容	担当部門
8	一時預かり事業 【4-4-8参照】 (82ページ)	保護者の就労や傷病等による緊急時、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減する必要がある場合等に、認定こども園・幼稚園・保育所等で一時的に保育を行います。	子育て支援課 学校教育課
9	延長保育事業 【4-4-9参照】 (83ページ)	保護者の勤務形態の多様化により、通常の保育時間を超えて児童を保育し、保護者の利便の向上を図ります。	子育て支援課
10	病児・病後児保育事業 【4-4-10参照】 (83ページ)	病気又は病気の回復期にある児童で、集団保育が困難で、かつ、家庭内で保育ができない場合、看護師等が一時的に保育を行います。 平成27年度末まで、松前町に事業委託し、松前町内の小児科で実施していましたが、平成28年度に、市直営の施設を開設しました。 利用者数は増加しており、今後も利用者のニーズに対応するため、継続して実施します。	子育て支援課
11	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 【4-4-11参照】 (83ページ)	保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊びと生活の場を与え、健全育成を図ります。 共働きの保護者の増加や勤務形態の複雑化に伴い、利用者が増加傾向にあるため、クラブの新設や指導員の確保を図り、待機児童の未然防止に努めます。また、多様化する保護者のニーズに対応するため、指導員の資質向上に取り組みます。	子育て支援課
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規） 【4-4-12参照】 (84ページ)	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用助成を行う事業です。 幼児教育・保育の無償化に伴い、低所得者の副食費の助成をします。令和元年10月から幼保無償化に伴い、低所得世帯等に副食費用助成を実施します。	子育て支援課 学校教育課

No.	事業名	事業内容／取組内容	担当部門
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 (新規) 【4-4-13参照】 (84ページ)	地域ニーズに即した保育等の事業充実を図るため、新規事業者が円滑に、新制度における保育所・小規模保育事業等での保育等事業を実施できるよう、必要な支援を行います。 今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入を検討します。	子育て支援課



地域子ども・子育て支援事業以外の事業

No.	事業名	事業内容／取組内容	担当部門
1	養育支援訪問事業(子育て支援ヘルパー派遣事業)	妊婦又は1歳未満の乳児を養育する保護者で、日中に家事又は育児を支援する者がいない場合や、幼児を養育する保護者で病気等で日常生活に支援が必要な場合に、ヘルパーを派遣し、子育てや生活が円滑にできるように支援します。 利用者が少ないため、制度の周知等を図り、子育て支援を推進します。	健康増進課
2	家庭相談室	家庭児童相談員を配置し、家庭における相談等を受け付けます。平成28年度に子ども総合センターを開設し、相談機能の強化を図っています。 相談内容が複雑化し、件数も増加傾向にあるため、要保護児童地域対策協議会のネットワークを強化するとともに、相談員の研修体制の充実に取り組みます。 また、急務を要する案件について、対応が図れる体制を構築します。	子育て支援課
3	適応指導教室	学校に行きたくても行くことができない児童生徒のための学びの施設として、学校と連携しながら、社会的自立や学校復帰の支援をします。	子育て支援課 学校教育課
4	情報提供の充実	子育て支援に関する情報を市ホームページや広報紙等で周知します。また、子育てガイドブックを発行し、新しい情報が提供できるようにします。	子育て支援課
5	ブックスタート事業	乳児及びその保護者に絵本を贈り、本に親しむ大切さと親と子のふれあいを応援し、子育てに役立つ情報を伝えます。	子育て支援課
6	放課後子ども総合プランの推進	南伊予児童クラブと伊予小校区放課後子ども教室の一体運営を実施し、児童クラブと子ども教室の交流を深めています。 その他、放課後子ども総合プランの推進を希望する児童クラブについては、小学校の余裕教室等の活用状況を調査し、実施に向け、運営委員会等で協議を進めます。	子育て支援課

2 保育サービスの充実

子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態や意向を十分に踏まえたサービスの提供体制の整備に努めます。

No.	事業名	事業内容／取組内容	担当部門
1	通常の保育	保育に欠ける児童の預かりを認定こども園・全ての公立私立保育所・小規模保育園で対応しています。 多様化する保護者の就労状況に対応するため、各保育所の定員の適正化を図り、待機児童の発生を防ぐよう努めます。	子育て支援課
2	延長保育事業 【再掲】	保護者の勤務形態の多様化により、通常の保育時間を超えて児童を保育し、保護者の利便の向上を図ります。	子育て支援課
3	障がい児保育	障がい児の預かりを認定こども園・全ての公立私立保育所・小規模保育園で対応しています。 保育所における質の向上のためのアクションプログラムに基づき、障がい児の受け入れ時に保育士の加配をします。	子育て支援課
4	職員の資質の向上	子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理並びに職務及び責任の理解と自覚が基本となります。 職員は自己評価に基づく課題を踏まえ、保育士・看護師・栄養士・調理員等、それぞれの職務内容に応じた知識及び技術の習得に努め研修を実施しています。	子育て支援課
5	子どもの健康及び安全確保	病児・病後児保育室の看護師等と連絡をとり、子どもの体調不良等に適切に対応をします。 健康と食事との関係を知り、「食を営む力」の基礎を培うことに努めます。また、全ての園において、災害時の対応についての安全・防災の計画を作成します。	子育て支援課
6	国際化にともなう外国人幼児、保護者への対応	当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう必要な支援を行います。	子育て支援課
7	公立保育所の民間委託	多様化する保育ニーズに対応していくことを目的に、公立保育所の民間委託を実施し、サービスの充実を図ります。	子育て支援課

3 児童の健全育成

地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、さまざまな体験学習や地域住民との交流活動ができる居場所づくりを推進していきます。

No.	事業名	事業内容／取組内容	担当部門
1	児童館運営事業	<p>児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し情操を豊かにするために取り組みます。</p> <p>児童館「あすなろ」及び児童センター「みんくる」があり、未就学児の健全育成・親子の交流の場として活用されています。児童館「あすなろ」は、建物の老朽化のため、建て替えを予定しています。</p> <p>中山・双海地域への設置を検討します。</p>	子育て支援課
2	放課後子ども教室	<p>放課後に小学校の教室などを活用し、地域の指導者やボランティアと子どもたちが、スポーツ・文化活動・地域住民との交流活動などを実施します。</p> <p>地域の多様な大人の支援を得て、豊かな学習体験の機会が提供されています。</p> <p>地域に合った新たな行事の実施、多様なニーズに応えるため、若い方のボランティア参加を促します。</p> <p>今後の展開については、保護者・学校・地域の方と協議の上、実施を検討します。</p>	子育て支援課
3	学校教育問題対策協議会	<p>各小中学校で、児童・生徒の問題行動等についての対応、指導及び解決に至る協議を行い、実施します。</p> <p>各小中学校において、年間2～3回実施し問題行動の予防等に効果があらわれています。</p> <p>家庭環境の複雑化により、子どもの非行等の増加が懸念されているため、継続して実施します。</p>	学校教育課
4	青少年センター	<p>関係機関と連携を図りながら健全な青少年の育成に取り組みます。</p> <p>補導委員の研修など先進地の事例を参考に、活動の充実を図ります。</p>	社会教育課

4 世代間交流の促進

地域における子育て支援サービス等を充実するため、地域の高齢者等の参画を得るなど、世代間交流の推進を図ります。

No.	事業名	事業内容／取組内容	担当部門
1	保育所地域活動	老人福祉・介護施設等への訪問や地域の高齢者を招待し、劇や手づくり玩具の製作等を通じて、世代間交流をします。 核家族が増加傾向にあり、地域全体での子育て支援を推進していくために、全保育所で実施します。	子育て支援課
2	地域組織活動育成	家庭児童の健全な育成を図るため、母親等の積極的な参加による地域組織活動の促進を図ります。 保育所の保護者が地域との連携を図りながら、自主的な活動を行っている母親クラブの支援を実施します。	子育て支援課
3	保育所・高等学校交流活動	保育所園児と地元高校(伊予農業高等学校)生徒が交流活動を行います。	子育て支援課
4	ぐんちゅう保育所楽鼓隊	ぐんちゅう保育所園児で構成する楽鼓隊と扶桑太鼓メンバーが太鼓を通じて交流活動を行っています。 また、市内外のイベントに参加し、地域の人との交流活動を行います。	子育て支援課
5	コミュニティ運動会	各地域で開催しているコミュニティ運動会では、老若男女が参加し交流します。 高齢化による参加者の減少が予想されますが、無理なく参加できるよう検討しながら実施します。	社会教育課

基本目標 3 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

1 子どもや母親の健康の確保

妊娠期・出産期・新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診・新生児訪問などの母子保健における健康診査・訪問指導・保健指導等の充実を図ります。

No.	事業名	事業内容／取組内容	担当部門
1	母子健康手帳交付	<p>妊娠の届出をされた方に交付します。妊娠中の経過・出産状況・乳幼児の発育状況などが記録され、母子の健康記録と保健指導の基礎となる手帳です。</p> <p>妊娠が確定したら、できるだけ早い時期に妊娠の届出を受け、妊婦としての行動や意識啓発を図るとともに、健診や教室等の案内や妊娠期における相談も実施します。特定妊婦の情報収集に努め、必要に応じて関係機関と連携します。今後は、周産期のメンタルヘルスに対する取組として、産後うつ質問票を用いた産後うつの早期発見と支援を行います。</p>	健康増進課
2	マタニティ歯科	<p>妊婦歯科健診及び保健指導を行い、妊娠中の健康の保持増進と歯とお口の健康づくりを推進します。</p> <p>また、生まれてくる子どもの歯の健康についても知識の普及に努め、妊婦同士の交流の場にもなるように取り組みます。</p>	健康増進課
3	個別健康診査	<p>妊婦・乳児の疾病の早期発見、早期治療を図り、健康の保持増進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦一般健康診査事業 ・妊婦歯科健康診査事業 ・乳児一般健康診査事業 ・新生児聴覚検査（平成30年10月～） <p>公費負担を継続的に実施し、健康管理と経済的支援を図ります。また、受診率を上げるために本事業の周知に努めます。</p> <p>妊婦一般健康診査は、県外医療機関での受診に対し助成制度で対応しています。健診結果から必要なケースに対し、医療機関と連携し保健指導を行います。</p>	健康増進課

No.	事業名	事業内容／取組内容	担当部門
4	訪問指導	<p>保健師・助産師・看護師が家庭を訪問し、健康状態や育児上の必要性に応じた保健指導等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦訪問 ・新生児・未熟児・乳児訪問 ・健診後指導 <p>必要なケースに適切な指導を行い母子の健康の保持増進を図るため、本事業を推進します。必要に応じて、関係機関と連携して取り組みます。</p>	健康増進課
5	集団健診	<p>乳幼児の心とからだの成長や発達を確認し、疾病の早期発見をするとともに、母親の育児不安など個々に応じた相談・支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7カ月児健診（令和2年度から4カ月児健診に変更します） ・1歳6カ月児健診 ・3歳児健診 <p>3歳児のランドルト環を用いた家庭での視力検査について適切に実施されるよう、令和元年度から3歳6カ月で実施します。</p> <p>乳幼児期を健やかに過ごせるよう、個別健康診査と関連付けながら、受診勧奨に努めます。また、未受診者を含め、対象者の状況把握に努め、必要に応じて心理相談・家庭訪問等の支援につなげます。</p>	健康増進課
6	精密健康診査	<p>乳幼児における疾病や運動機能・視聴覚・精神発達などの障がい等の早期発見に努めます。</p> <p>集団健診時に精密健康診査の必要がある場合、市が紹介する医療機関に、各自受診をするよう勧めます。</p>	健康増進課
7	予防接種	<p>感染症の発生の予防及びまん延を防止するために正しい知識の普及と予防接種を行い、子どもの健康の増進を図ります。</p> <p>接種率を上げるために本事業の周知に努めます。ホームページなどを活用し、最新の感染情報の提供に努めます。各種健康診査及び育児相談等で、個別に接種状況を確認し、接種勧奨を行います。</p>	健康増進課
8	育児相談	<p>発育・発達状況の確認や母親の育児相談、乳幼児健診の事後フォローの場、他の親子との交流の場として開催します。</p> <p>さまざまな相談に対応できるように、育児相談の充実を図り、職員のスキルアップに努めます。必要に応じて関係機関との連絡調整を行います。</p>	健康増進課

No.	事業名	事業内容／取組内容	担当部門
9	歯科相談	う歯罹患率を減少させ、歯磨き習慣の確立、口腔清掃の実施、歯の知識の向上及び歯の健康の保持増進を図ります。 本事業の利用を勧め、むし歯予防に関する支援をします。歯科保健センターに歯科衛生士を配属するなど、歯科保健の充実に努めます。	健康増進課
10	フッ化物塗布	1歳6カ月・3歳児健診及び就学前幼児希望者に、むし歯予防とそれのための行動変容への動機付けを行います。 むし歯予防対策を推進していくため、本事業の周知を図ります。	健康増進課
11	フッ化物洗口	保育所・幼稚園(4歳以上)・認定こども園・小中学校の希望者を対象に積極的な歯の健康づくりとして実施します。	学校教育課 子育て支援課
12	むし歯予防教室	保育所・幼稚園・認定こども園にて、口腔疾患予防のために、口腔・歯の機能の重要性・歯磨きの必要性について、知識の普及を図ります。 参観日などを利用し、幼児・保護者にも口腔内の重要性の説明を行い、歯磨き指導を行います。	健康増進課
13	心理相談	発育・発達が心配されるケースや育児不安のある親に対して、個別に相談を実施し、不安の軽減を図ります。 心理判定員等の専門職による個別相談体制の充実に図り、育児支援を行います。ケースの状況に合わせて専門機関への紹介や助言等を行います。	健康増進課 子育て支援課
14	療育教室	言葉・情緒・行動・社会性などの気になる子どもや、育児不安を持つ親子への集団又は個別小集団指導を実施します。 関係者及び関係機関と連携を図り、療育や子育てに関するフォローアップ体制を充実します。 療育教室の希望は増加傾向にあり、支援を必要としている親子の悩みはさまざまです。個別に支援計画を立て、充実した支援を行います。	子育て支援課
15	離乳食講座	食生活の基本となる離乳食の重要性を理解してもらい、乳児の健やかな成長を促すため、離乳食の進め方についての知識を深め、実践できるように支援します。 離乳期の子を持つ保護者に離乳食の作り方を実演して見せて、試食をさせることで理解を深められるように講座を開催します。	健康増進課

No.	事業名	事業内容／取組内容	担当部門
16	育児講座	乳幼児期の子どもを持つ保護者を対象に、健康や子育てに関するテーマで学習中心の育児講座を開催し、健やかな子育てができるように支援します。学習や体験を通して子育ての悩みや不安を解消します。	子育て支援課
17	小児救急出前講座	小児救急医療体制を確保し継続するために、救急医療体制に関する情報提供を行うとともに、子どもの疾病に関する予防や対処法の啓発を行います。 講座開催を希望する市内の保育所・幼稚園にて、参観日等にあわせて講座を開催します。	健康増進課
18	学校保健との連携	子どもを取り巻く環境の変化から、児童・生徒の健康問題は多様化しているため、学校のみでは困難な課題に対し、一緒に対策を検討します。 学校保健委員会及び養護教諭部会等で、随時必要な情報を提供します。児童・生徒の健康問題に対し、相談支援を行います。	健康増進課
19	総合保健福祉センター	保健センターや児童センター等を備えた複合施設として、子育て支援の充実を図ります。 また、貸館事業等を実施し、利用者の増加に努めます。	健康増進課
20	特定不妊治療費助成事業	不妊治療のうち特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)を行った夫婦に対し、治療費の一部を助成します。 また、少子化対策の一つとして、特定不妊治療を行っている夫婦に対し、市が費用の一部を助成することにより経済的及び精神的負担の軽減を図ります。	健康増進課
21	母子健康包括支援センター	妊娠初期から子育て期にわたり、母子保健分野と子育て支援分野が連携し切れ目のない支援を行います。妊娠の届出を機会に、全妊婦の状況を把握し、利用可能なサービスの情報提供や相談を行います。必要に応じ個別支援プランを策定し、関係機関と連携し継続的な支援を行います。 健診や育児相談等の母子保健サービスと一体的に、さらに子育て支援サービスと連携して支援します。	健康増進課

No.	事業名	事業内容／取組内容	担当部門
22	産後ケア事業	<p>出産後の母子に対し、心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援します。</p> <p>産後の体調不良や育児に不安があり、家族等から家事・育児等の十分な支援が得られない母子を対象に、日帰り又は宿泊のサービスを受けることができます。</p> <p>助産院等を利用し、産後のお母さんと赤ちゃんの心身の休養と育児不安の解消のため、心身のケアや授乳・沐浴指導等を行います。</p>	健康増進課
23	マタニティヨガ教室	<p>妊婦を対象にヨガの実践を通して、安心して出産できるよう支援します。</p> <p>助産師の指導のもと、呼吸法やリラクセス法を学び実践することで心の緊張を和らげ、安らかな分娩・出産につなげます。また、妊婦同士の交流を深めたり、妊娠中・出産の不安について助産師に相談したりする事で、安心して出産できるよう支援します。</p>	健康増進課
24	不育症治療費助成事業 （新規） 令和元年度より	<p>不育症治療を行った夫婦に対し、その検査及び治療費の一部を助成します。</p> <p>少子化対策の一つとして、不育症の検査及び治療を行っている夫婦に対し、市が費用の一部を助成することにより経済的及び精神的負担の軽減を図ります。</p>	健康増進課

2「食育」の推進

乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

No.	事業名	事業内容／取組内容	担当部門
1	伊予市食育推進計画	本計画に基づき、発達状況に応じた食に関する学習の機会や情報提供に努めます。 平成29年度に第二次伊予市健康づくり計画(後期)と第二次食育推進計画を一体化した計画を策定しました。今後は、健康づくりと食育を総合的に推進するため伊予市健康づくり・食育推進協議会を年に1回開催して、健康づくり・食育の関係機関・団体と協働して計画を推進します。子どもたちが健やかに成長できるよう、次世代の健康について取組をすすめます。	健康増進課
2	お米・野菜作り体験学習	保育所・幼稚園・認定こども園でお米や野菜作りを体験し、自分たちの手で育てた食物を食べるまでの過程を通し、食育の推進を図ります。	子育て支援課 学校教育課
3	食と食文化のまちづくり	「食」と「食文化」をテーマに、特産品の開発や販路拡大、後継者の育成を目指すとともに食育と食文化の伝承等に積極的に取り組みます。 広報紙やイベント等により、伊予市の「食」・「食文化」について周知を図るとともに、今後は子どもを対象にした活動を検討し、郷土を愛する心を育てます。キッズキッチンの開催等により、幼少期からの食育事業を実施します。	健康増進課

基本目標 4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生き育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携し、効果的な取組を推進します。

No.	事業名	事業内容／取組内容	担当部門
1	男女共同参画への啓発活動(企画)	夫が家事や育児等に共に取り組み、妻が就業できる社会を構築するために、啓発活動を推進します。 パンフレットの配布及び市ホームページ、広報紙等による啓発を推進します。また、平成30年度に発足した伊予市女性リーダー育成委員会と協力し、地域で活躍する女性を増やす活動を実施します。	総務課

2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、学力の向上や豊かな心と健やかな体の育成などの取組により、学校の教育環境等の整備に努めます。

No.	事業名	事業内容／取組内容	担当部門
1	幼稚園	生きる力の基礎を育成するとともに、幼児一人ひとりの発達課題に即し、個性に応じた指導を行います。 公立幼稚園4園(北山崎幼稚園・からたち幼稚園・伊予幼稚園・中山幼稚園)のうち、からたち幼稚園は令和2年4月から民間の認定こども園、中山幼稚園は令和2年4月から公立の認定子ども園になる予定です。	学校教育課
2	スクールカウンセラー	児童・生徒の問題行動や悩み、相談等の解決に資するとともに、教師・保護者への指導、援助等を行います。 各中学校に週1回程度、スクールカウンセラーが訪問します。	学校教育課
3	巡回教育相談員	相談員が学校を巡回し、児童・生徒及び保護者の教育相談に応じ、問題解決に向けた活動等を行います。 学校や家庭での人間関係の複雑化に伴い、今後はより一層きめ細やかな対応が必要とされています。	学校教育課
4	中学生海外派遣	外国人との交流や異文化に触れる機会を通して、相互理解を図り、友好を深めます。派遣先をオレゴン州セラム及びその周辺地域としますが、今後は、派遣先・派遣規模・派遣方法など、見直しに向けた検討を行います。	学校教育課

No.	事業名	事業内容／取組内容	担当部門
5	特色ある学校づくり	総合的な学習の時間等における地域の人材活用等を含め、各学校の実態に応じ生きる力の育成と地域に開かれた学校づくりを推進します。	学校教育課

3 家庭や地域の教育力の向上

学校、家庭及び地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上を目指します。

No.	事業名	事業内容／取組内容	担当部門
1	愛護班活動	地域におけるレクリエーション活動や学習活動等の計画・実践を通して、明るい人づくり、まちづくりを推進します。地域とのつながりを深めることができる事業を継続して実施します。	社会教育課
2	PTA活動	学校・家庭・地域の連携により、児童・生徒の健全な育成を図ります。 役員の負担が増えないような体制を検討しながら実施します。	社会教育課
3	各種 子ども体験活動	異年齢での交流、宿泊施設での共同生活、スポーツ体験などの教室を通して、「ふるさと」を愛する子どもたちを育てます。 地域住民やボランティアと連携しながら活動を推進します。	社会教育課

基本目標 5 子育てを支援する生活環境の整備

1 良質な住宅の確保

子育て世帯に対応できる良質な市営住宅の整備を行います。

No.	事業名	事業内容／取組内容	担当部門
1	市営住宅整備	伊予市住宅マスタープラン及び市営住宅ストック総合活用計画に基づき、安全・安心な居住空間の確保を推進します。 平成30年度に伊予市住宅マスタープランについて見直し、新たな住宅施策の基本方針検討を行い、令和元年6月に伊予市住宅マスタープランを策定。また、令和2年度に市営住宅長寿命化計画の見直しを行い、今後の建替え・用途廃止・個別改善等の活用方針を策定し、事業を推進する予定です。	都市住宅課

2 安全・安心まちづくりの推進等

公園等の公共施設を適正に管理するとともに、地域の人たちと連携し、子どもの安全対策に取り組みます。

No.	事業名	事業内容／取組内容	担当部門
1	公園等の維持管理	安全で快適に利用できるように、遊具及び便所の点検・樹木のせん定等の維持管理を行います。	都市住宅課
2	公園等の整備	トイレの洋式化及びバリアフリー等に配慮した公園整備を検討・推進します。 令和3年度に公園の長寿命化計画の見直しを行い、今後の改修方針を策定し、事業を推進する予定です。	都市住宅課
3	安全・安心まちづくり推進協議会	各関係機関によるネットワークを構築し、犯罪や事故等の未然防止に努め、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。 防犯・交通安全・その他の各分野での委員の活性化を通じて委員会の充実を図ります。	危機管理課

基本目標 6 職業生活と家庭生活との両立の推進

1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事と生活の調和の実現については、ワーク・ライフ・バランス憲章⁴及び仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成19年12月制定)において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むことや、国や地方公共団体が支援することなどにより、社会全体の運動として広げていく必要があります。

No.	事業名	事業内容／取組内容	担当部門
1	ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、意識啓発を図ります。 市ホームページや広報紙等を活用し、ワーク・ライフ・バランスの周知・啓発を継続的に行うとともに、個々の企業が実情に合った効果的な進め方を検討し、自主的に取組ができるよう支援します。	総務課
2	再就職準備セミナー等の啓発	他の機関からのセミナー等の開催を広報紙に掲載するなど、再就職のための支援に努めます。	経済雇用戦略課
3	家庭や職業等における男女共同参画	パンフレットの配布や講座・講演会等の開催により、男女が共に子育てや家事を行う大切さの啓発に努めています。平成30年度に発足した、伊予市女性リーダー育成委員会と協力し、地域で活躍する女性を増やす活動を実施します。	総務課

2 仕事と子育ての両立の推進

保育サービスや放課後児童健全育成事業の充実等、仕事と子育てが両立できる体制整備に努めます。

No.	事業名	事業内容／取組内容	担当部門
1	通常の保育【再掲】	保育に欠ける児童の預かりを認定こども園・公立私立保育所・小規模保育園で対応しています。 多様化する保護者の就労状況に対応するため、公立保育所の適正規模及び民営化基本計画を定め、公立保育所の認定こども園化を進め、待機児童の発生を防ぐよう努めます。	子育て支援課

⁴「ワーク・ライフ・バランス憲章」とは、国民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指し、平成19年12月に策定されました。

No.	事業名	事業内容／取組内容	担当部門
2	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 【再掲】	保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全育成を図ります。 共働きの保護者の増加や勤務形態の複雑化に伴い、利用者が増加傾向にあるため、クラブの新設や指導員の確保を図り、待機児童の未然防止に努めます。また、多様化する保護者のニーズに対応するため、指導員の資質向上に取り組めます。	子育て支援課



基本目標 7 子どもの安全の確保

1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、警察・保育所・幼稚園・学校・児童館・関係民間団体などと連携・協力し、総合的な交通事故防止対策を推進します。

No.	事業名	事業内容／取組内容	担当部門
1	交通指導員	警察と連携を図り、交通安全の指導を行い、交通秩序の保持及び交通事故の防止に努めます。 交通安全の日の街頭指導、通学路やイベント等での交通安全指導等を実施します。	危機管理課
2	交通安全用具の支給	交通安全思想の普及徹底を図るため、交通安全用具(黄色帽子・サイクルキャップ・登校自治班旗)を支給します。	危機管理課 学校教育課
3	ヘルメット購入補助	自転車通学における安全確保と保護者負担の軽減を図るため、中学校生徒の通学用ヘルメット購入費用の一部を補助します。	学校教育課
4	通学バス運行業務	統廃合やバス路線の廃止により、小学校・中学校の通学手段として通学バスを運行します。 ・南山崎小学校 ・中山小学校 ・中山中学校 ・双海中学校	学校教育課
5	親子交通安全教室	警察と連携を図り、保育所の園児及び保護者を対象に交通安全教室を行い、交通事故防止の啓発に努めます。幼稚園でも園児及び保護者を対象に交通安全指導を月1回行っています。	子育て支援課 学校教育課

2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪などの被害から守るため、犯罪などに関する情報の提供を行うとともに、学校付近や通学路においてパトロール活動などの安全対策を推進します。

No.	事業名	事業内容／取組内容	担当部門
1	防犯灯設置	防犯灯の設置に対し補助を行います。	危機管理課
2	安全・安心メール配信	伊予署管内で発生した不審者情報や防犯情報等を登録者にメール配信し、被害防止に努めます。	危機管理課
3	見守り隊活動	PTAや地域ボランティアが、学校登下校時に通学路のパトロールを実施しています。	学校教育課
4	非常通報装置の設置	小中学校・幼稚園・保育所に非常通報装置を設置し、児童・生徒及び園児の安全確保に努めます。	子育て支援課 学校教育課
5	危機管理マニュアル	小中学校・幼稚園・保育所で危機管理マニュアルを作成し、緊急時の児童・生徒及び園児の安全確保等に努めます。	子育て支援課 学校教育課
6	不審者の侵入防止	小中学校・幼稚園・保育所における不審者の侵入防止への取組を検討し、児童・生徒及び園児の安全確保に努めます。 小中学校・幼稚園・保育所内の環境や機能を損なうことなく、不審者の侵入を完全に防止することは困難と思われるが、できる限り抑止に向けた施設整備や設備の導入について検討します。不審者対策の講習・訓練を行います。	子育て支援課 学校教育課

基本目標 8 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待による深刻な被害や死亡事例が生じることはあってはならないとの認識の下、教育・福祉・保健・医療・警察などの関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、相互に情報を共有します。また、児童虐待の発生を予防するため、健康診査や保健指導、地域の医療機関との連携を通じて、養育支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする家庭については、養育支援訪問事業などの適切な支援につながる体制づくりの構築に努めます。

No.	事業名	事業内容／取組内容	担当部門
1	要保護児童地域対策協議会	各関係機関と情報の共有化及び連携を図り、要保護児童の予防的支援・通告時の対応・総合的な家庭支援等に努めます。	子育て支援課
2	児童虐待の早期発見	各関係機関との連携を図り、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。	子育て支援課

2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭が増加している中で、その家庭の児童の健全な育成を図るためには、きめ細かな福祉サービスの展開が必要です。子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策について、総合的な対策を実施していきます。また、ひとり親家庭がサービスを効率的に利用できるよう情報提供を図ります。

No.	事業名	事業内容／取組内容	担当部門
1	母子・父子自立支援	母子・父子自立支援員を設置し、母子・父子・寡婦に対する各種相談業務を行います。	子育て支援課
2	養育支援訪問事業(子育て支援ヘルパー派遣事業) 【再掲】	妊婦または1歳未満の乳児を養育する保護者で、日中に家事又は育児を支援する者がいない場合や、幼児を養育する保護者で、病気等で日常生活に支援が必要な場合に、ヘルパーを派遣し、子育てや生活が円滑にできるように支援します。利用者が少ないため、制度の周知等を図り、子育て支援を推進します。	健康増進課

3 障がい児施策の充実

障がい児が在宅で生活する上での支援や、就学支援を含めた教育支援体制の整備等を行います。

No.	事業名	事業内容／取組内容	担当部門
1	日常生活用具費支給	重度の障がい児に、日常生活用具の購入費の一部を支給し、日常生活の便宜を図ります。	福祉課
2	介護給付費等支給及び障害児通所支援事業	障害者総合支援法に基づき、障がい児のニーズに合った障がい福祉サービスを行います。(短期入所・居宅介護等) 児童福祉法に基づき、療育支援を目的に障害児通所サービスを行います。	福祉課
3	補装具費支給	身体障がい児に、補装具の購入・修理費の一部を支給し、日常生活の効率の向上を図ります。	福祉課
4	育成医療費支給	身体障がい児に、治療によって障がいを取り除いたり、軽くしたりする医療費の負担を公費で負担し、児童の健全な育成を図ります。	福祉課
5	障がい福祉計画の策定	障がい児に係るサービス提供に関し、障がい福祉計画の中で、活動指標や見込み量確保のための方策を設定し、支援の充実を図ります。	福祉課
6	通級による指導	小・中学校に在籍する軽度の言語障がいや発達障がいのある児童生徒に対して、その障がいの程度に応じた適切な指導を行います。郡中小学校・北山崎小学校・港南中学校に通級指導教室を設置し実施します。	学校教育課
7	幼児ことばの教室	幼児を対象としたことばの教室を設置し、幼児期における言語障がい等の早期発見に努め、対象幼児個々の障がいに応じた支援を行います。郡中小学校にことばの教室を設置し実施します。	学校教育課
8	教育相談	特別な教育的支援を必要とする幼児や児童生徒とその保護者及び担任等を対象に、支援の在り方や適正な就学の間等について、教育相談を行います。	学校教育課
9	教育支援委員会	特別な教育的支援を必要とする幼児や児童生徒に、支援の在り方や適正な就学の間等について、支援を行います。	学校教育課

No.	事業名	事業内容／取組内容	担当部門
10	特別支援教育巡回相談員	特別支援教育の専門的知識を持つ相談員が学校を訪問し、障がいのある幼児・児童生徒への支援のあり方等を相談します。 市内保育所・幼稚園・小中学校に相談員が月1回訪問し、保護者・子ども・教員への相談指導を実施します。	学校教育課
11	放課後等デイサービス	障がいのある学齢期の子どもの放課後や夏休み等の居場所です。生活能力向上のための支援を行います。	福祉課
12	保育・生活支援員	幼稚園・小中学校に在籍する障がい児等の生活支援を行い、当該幼児・児童・生徒の円滑な幼稚園・学校生活を保障します。	学校教育課
13	難聴児補聴器支給	軽・中度難聴児に対する補聴器購入の助成を行います。	福祉課
14	児童発達支援センター (令和2年度より)	身体に障がいのある児童・知的障がいのある児童・精神に障がいのある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の指導、集団生活への適応訓練などを行います。プロポーザル方式により選定した事業者が、廃園となったみどり保育所を利用し、運営する予定です。	福祉課

基本目標 9 経済的支援策の充実

1 経済的支援策の充実

児童手当の支給、子ども医療費助成その他の経済的支援に係る助成事業を行います。

No.	事業名	事業内容／取組内容	担当部門
1	児童手当	養育費に係る経済的負担の軽減と、児童の健全育成及び資質向上を目的に手当を支給します。	子育て支援課
2	児童扶養手当	ひとり親家庭等について、児童の心身の健やかな成長を目的に手当を支給します。 ※所得制限があります。	子育て支援課
3	子ども医療費助成	「乳幼児医療費助成」から名称を変更しました。 出生の日から中学校卒業までの、子どもの通院及び入院に係る費用の全額を助成し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ります。 子どもの保健向上と子育て世代の負担軽減を図るため、制度の拡充維持に努めています。 小学1年生から中学3年生までの児童・生徒の医療費の自己負担額の助成は、市独自の取組です。	市民課
4	施設等利用給付	私立幼稚園に子どもを就園させる際の低所得階層への経済的負担の軽減を図ります。	学校教育課 子育て支援課
5	対外運動競技等派遣費補助	小・中学校において、体育・文化部門に関する四国・全国大会の出場者に対し、補助を行い、保護者の負担軽減を図ります。	学校教育課
6	遠距離通学費助成	遠距離通学をする児童・生徒に対し通学費助成をし、保護者の負担軽減を図ります。	学校教育課
7	障害児福祉手当	日常生活において常時介護を必要とする程度の障がいのある在宅の20歳未満の児童・生徒に対し、手当を支給します。	福祉課
8	特別児童扶養手当	20歳未満で、政令で定める障がいの状況にある児童・生徒を監護している親又は親に代わって、その児童・生徒を養育している方に対し手当を支給します。	福祉課

No.	事業名	事業内容／取組内容	担当部門
9	要保護・準要保護児童生徒の就学援助	義務教育の円滑な実施を図るために、経済的な理由によって小・中学校への就学が困難な児童・生徒に対して、学用品費、給食費、修学旅行費などの経費を給付する就学援助制度を設けています。	学校教育課 福祉課
10	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その扶養している児童の福祉を増進するため、各種資金の貸付けを行います。	子育て支援課
11	ひとり親家庭医療費助成	「母子家庭医療費助成」から名称を変更しました。ひとり親家庭の保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費の自己負担額を助成します。 助成対象に父子家庭を加え、所得の低いひとり親家庭を支援するようにしました。	市民課
12	母子家庭等自立支援教育訓練給付	母子家庭又は父子家庭の経済的自立を図るため、職業能力講座を受講した場合、その教育訓練後、受講料に対し給付金を助成します。 市ホームページや広報紙による周知を図ります。	子育て支援課
13	母子家庭等高等職業訓練促進給付	母子家庭の母又は父子家庭の父が経済的自立を図るために、養成機関(2年以上)に修学した場合、訓練促進給付金を支給します。 市ホームページや広報紙による周知を図ります。	子育て支援課
14	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、本事業では、ひとり親家庭の親が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座(通信講座を含む)を受け、これを修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給します。	子育て支援課
15	愛顔の子育て応援事業	子育て世帯の経済的支援のため、平成29年4月1日生まれ以降の第2子以降の子を持つ保護者に対し、1人に対し1冊(50,000円)分の紙オムツ購入助成券を交付します。	子育て支援課

No.	事業名	事業内容／取組内容	担当部門
16	重度心身障害者(児)医療費助成	重度心身障がい者(児)の生活安定と福祉の増進を図るため、条例で定める重度身障がい者(児)に対し、医療費の自己負担額を助成します。	市民課
17	未熟児養育医療費助成	養育医療費を必要と認められた未熟児に対し、入院医療費の自己負担額及び入院食事療養費の自己負担額を助成します。	市民課



基本目標 10 子どもの貧困対策の推進

1 子どもの貧困対策の推進

貧困対策に繋がる、子どもの居場所、生活・学習支援などに係る事業の推進を図ります。

No.	事業名	事業内容／取組内容	担当部門
1	子どもの居場所づくりの支援	子どもの居場所づくりは、家でも学校でもない「サードプレイス(第3の居場所)」の整備を想定しています。本市のサードプレイスはIYO夢みらい館が代表的ですが、ここでは、食育を絡めた子どもの居場所を増やすことで、子どもを地域全体で見守り、育ちを温かく支えることのできる取組について、支援拡充を図ります。	子育て支援課
2	貧困家庭児童等の生活・学習支援	貧困家庭児童等に対して、食事の提供も含めた夕方以降の生活・学習支援などの機会を提供することにより、生活改善・学習意欲等の向上を図り、貧困の連鎖を断ち切る取組を推進します。	子育て支援課

第4章 子ども・子育て支援の新たな取組

1 教育・保育提供区域の設定

本市の地理的条件や社会的条件、未就学児童数、待機児童数等の条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を6区域とします。

教育・保育提供区域別の施設状況

提供区域	世帯数 (世帯)	人口 (人)	未就学 児童数(人)	幼稚園 (カ所)	保育所 (カ所)	認定こども園 (カ所)	小規模保育園 (カ所)
上野	2,286	6,552	260	1	1	1	0
郡中	6,720	16,261	949	0	3	3	2
中村	1,912	4,809	191	1	1	0	0
大平	686	1,861	89	0	1	0	0
中山	1,177	2,784	28	0	0	1	0
双海	1,448	3,568	68	0	2	0	0
合計	14,229	35,835	1,585	2	8	5	2

※世帯数・人口は平成30年10月1日現在推計人口、未就学児童数は平成31年4月1日現在、
各施設数は令和2年4月1日時点

2 幼児期の教育・保育の量の見込み、提供体制の確保及び実施時期

総合計

認定区分	1年目					2年目						
	学校教育	保育の必要性あり			計	学校教育	保育の必要性あり			計		
	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定		2号認定	3号認定					
利用できる施設	幼稚園・認定こども園	認定こども園・保育所	認定こども園・保育所・小規模保育			幼稚園・認定こども園	認定こども園・保育所	認定こども園・保育所・小規模保育				
年齢	3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	計	3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	計		
①量の見込み	238	82	484	77	270	1,151	229	80	468	76	277	1,130
幼稚園	180					180	180					180
認定こども園	165		155	29	77	426	165		155	29	77	426
保育所			454	44	192	690			454	44	192	690
地域型保育事業				8	16	24				8	16	24
②確保の内容 計	345	0	609	81	285	1,320	345	0	609	81	285	1,320
②-①		25	125	4	15	169		36	141	5	8	190

認定区分	3年目					4年目						
	学校教育	保育の必要性あり			計	学校教育	保育の必要性あり			計		
	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定		2号認定	3号認定					
利用できる施設	幼稚園・認定こども園	認定こども園・保育所	認定こども園・保育所・小規模保育			幼稚園・認定こども園	認定こども園・保育所	認定こども園・保育所・小規模保育				
年齢	3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	計	3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	計		
①量の見込み	223	77	454	76	274	1,104	228	80	465	77	269	1,119
幼稚園	180					180	180					180
認定こども園	165		155	29	77	426	165		155	29	77	426
保育所			454	44	192	690			454	44	192	690
地域型保育事業				8	16	24				8	16	24
②確保の内容 計	345	0	609	81	285	1,320	345	0	609	81	285	1,320
②-①		45	155	5	11	216		37	144	4	16	201

認定区分	5年目					
	学校教育	保育の必要性あり			計	
	1号認定	2号認定	3号認定			
利用できる施設	幼稚園・認定こども園	認定こども園・保育所	認定こども園・保育所・小規模保育			
年齢	3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	計	
①量の見込み	229	80	466	77	273	1,125
幼稚園	180					180
認定こども園	165		155	29	77	426
保育所			454	44	192	690
地域型保育事業				8	16	24
②確保の内容 計	345	0	609	81	285	1,320
②-①		36	143	4	12	195

上野

認定区分	1年目					2年目						
	学校教育	保育の必要性あり				学校教育	保育の必要性あり					
	1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定				
利用できる施設	幼稚園・ 認定こども園	認定こども 園・保育所	認定こども園・保育 所・小規模保育			幼稚園・ 認定こども園	認定こども 園・保育所	認定こども園・保育 所・小規模保育				
年齢	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	計	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	計
①量の見込み	39	13	80	12	44	188	38	13	78	12	45	186
幼稚園	90					90	90					90
認定こども園	3		30	9	18	60	3		30	9	18	60
保育所			46	5	24	75			46	5	24	75
地域型保育事業						0						0
②確保の内容 計	93	0	76	14	42	225	93	0	76	14	42	225
②-①	41		(4)	2	(2)	37	42		(2)	2	(3)	39

認定区分	3年目					4年目						
	学校教育	保育の必要性あり				学校教育	保育の必要性あり					
	1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定				
利用できる施設	幼稚園・ 認定こども園	認定こども 園・保育所	認定こども園・保育 所・小規模保育			幼稚園・ 認定こども園	認定こども 園・保育所	認定こども園・保育 所・小規模保育				
年齢	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	計	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	計
①量の見込み	37	12	75	12	45	181	38	13	78	12	44	185
幼稚園	90					90	90					90
認定こども園	3		30	9	18	60	3		30	9	18	60
保育所			46	5	24	75			46	5	24	75
地域型保育事業						0						0
②確保の内容 計	93	0	76	14	42	225	93	0	76	14	42	225
②-①	44		1	2	(3)	44	42		(2)	2	(2)	40

認定区分	5年目					
	学校教育	保育の必要性あり				
	1号認定	2号認定	3号認定			
利用できる施設	幼稚園・ 認定こども園	認定こども 園・保育所	認定こども園・保育 所・小規模保育			
年齢	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	計
①量の見込み	38	13	77	12	44	184
幼稚園	90					90
認定こども園	3		30	9	18	60
保育所			46	5	24	75
地域型保育事業						0
②確保の内容 計	93	0	76	14	42	225
②-①	42		(1)	2	(2)	41

1年目 2号認定(4人)及び3号認定(1・2歳児2人)の不足については、郡中で対応

郡中

認定区分	1年目					2年目						
	学校教育	保育の必要性あり			計	学校教育	保育の必要性あり			計		
	1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定				
利用できる施設	幼稚園・認定こども園	認定こども園・保育所	認定こども園・保育所・小規模保育			幼稚園・認定こども園	認定こども園・保育所	認定こども園・保育所・小規模保育				
年齢	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	計	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	計
①量の見込み	137	49	291	46	162	685	132	47	281	45	165	670
幼稚園						0						0
認定こども園	156		99	18	53	326	156		99	18	53	326
保育所			203	27	105	335			203	27	105	335
地域型保育事業				8	16	24				8	16	24
②確保の内容 計	156	0	302	53	174	685	156	0	302	53	174	685
②-①		(30)	11	7	12	0		(23)	21	8	9	15

認定区分	3年目					4年目						
	学校教育	保育の必要性あり			計	学校教育	保育の必要性あり			計		
	1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定				
利用できる施設	幼稚園・認定こども園	認定こども園・保育所	認定こども園・保育所・小規模保育			幼稚園・認定こども園	認定こども園・保育所	認定こども園・保育所・小規模保育				
年齢	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	計	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	計
①量の見込み	128	46	272	45	164	655	131	47	279	46	161	664
幼稚園						0						0
認定こども園	156		99	18	53	326	156		99	18	53	326
保育所			203	27	105	335			203	27	105	335
地域型保育事業				8	16	24				8	16	24
②確保の内容 計	156	0	302	53	174	685	156	0	302	53	174	685
②-①		(18)	30	8	10	30		(22)	23	7	13	21

認定区分	5年目					
	学校教育	保育の必要性あり			計	
	1号認定	2号認定	3号認定			
利用できる施設	幼稚園・認定こども園	認定こども園・保育所	認定こども園・保育所・小規模保育			
年齢	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	計
①量の見込み	132	47	280	46	163	668
幼稚園						0
認定こども園	156		99	18	53	326
保育所			203	27	105	335
地域型保育事業				8	16	24
②確保の内容 計	156	0	302	53	174	685
②-①		(23)	22	7	11	17

1年目 1号認定(30人)の不足については、上野及び中村で対応

中村

認定区分	1年目					2年目						
	学校教育	保育の必要性あり				学校教育	保育の必要性あり					
	1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定				
利用できる施設	幼稚園・認定こども園		認定こども園・保育所	認定こども園・保育所・小規模保育		幼稚園・認定こども園		認定こども園・保育所	認定こども園・保育所・小規模保育			
年齢	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	計	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	計
①量の見込み	29	10	58	9	32	138	28	10	56	9	33	136
幼稚園	90					90	90					90
認定こども園						0						0
保育所			70	6	24	100			70	6	24	100
地域型保育事業						0						0
②確保の内容 計	90	0	70	6	24	190	90	0	70	6	24	190
②-①	51		12	(3)	(8)	52	52		14	(3)	(9)	54

認定区分	3年目					4年目						
	学校教育	保育の必要性あり				学校教育	保育の必要性あり					
	1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定				
利用できる施設	幼稚園・認定こども園		認定こども園・保育所	認定こども園・保育所・小規模保育		幼稚園・認定こども園		認定こども園・保育所	認定こども園・保育所・小規模保育			
年齢	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	計	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	計
①量の見込み	27	9	55	9	32	132	28	10	56	9	32	135
幼稚園	90					90	90					90
認定こども園						0						0
保育所			70	6	24	100			70	6	24	100
地域型保育事業						0						0
②確保の内容 計	90	0	70	6	24	190	90	0	70	6	24	190
②-①	54		15	(3)	(8)	58	52		14	(3)	(8)	55

認定区分	5年目					
	学校教育	保育の必要性あり				
	1号認定	2号認定	3号認定			
利用できる施設	幼稚園・認定こども園		認定こども園・保育所	認定こども園・保育所・小規模保育		
年齢	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	計
①量の見込み	28	10	56	9	33	136
幼稚園	90					90
認定こども園						0
保育所			70	6	24	100
地域型保育事業						0
②確保の内容 計	90	0	70	6	24	190
②-①	52		14	(3)	(9)	54

1年目 3号認定(0歳児3人、1・2歳児8人)の不足については、郡中で対応

大平

認定区分	1年目					2年目						
	学校教育	保育の必要性あり				学校教育	保育の必要性あり					
	1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定				
利用できる施設	幼稚園・認定こども園		認定こども園・保育所	認定こども園・保育所・小規模保育		幼稚園・認定こども園		認定こども園・保育所	認定こども園・保育所・小規模保育			
年齢	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	計	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	計
①量の見込み	16	5	27	4	14	66	15	5	25	4	15	64
幼稚園						0						0
認定こども園						0						0
保育所			31	2	12	45			31	2	12	45
地域型保育事業						0						0
②確保の内容 計	0	0	31	2	12	45	0	0	31	2	12	45
②-①		(21)	4	(2)	(2)	(21)		(20)	6	(2)	(3)	(19)

認定区分	3年目					4年目						
	学校教育	保育の必要性あり				学校教育	保育の必要性あり					
	1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定				
利用できる施設	幼稚園・認定こども園		認定こども園・保育所	認定こども園・保育所・小規模保育		幼稚園・認定こども園		認定こども園・保育所	認定こども園・保育所・小規模保育			
年齢	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	計	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	計
①量の見込み	15	5	25	4	15	64	15	5	25	4	14	63
幼稚園						0						0
認定こども園						0						0
保育所			31	2	12	45			31	2	12	45
地域型保育事業						0						0
②確保の内容 計	0	0	31	2	12	45	0	0	31	2	12	45
②-①		(20)	6	(2)	(3)	(19)		(20)	6	(2)	(2)	(18)

認定区分	5年目					
	学校教育	保育の必要性あり				
	1号認定	2号認定	3号認定			
利用できる施設	幼稚園・認定こども園		認定こども園・保育所	認定こども園・保育所・小規模保育		
年齢	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	計
①量の見込み	15	5	25	4	14	63
幼稚園						0
認定こども園						0
保育所			31	2	12	45
地域型保育事業						0
②確保の内容 計	0	0	31	2	12	45
②-①		(20)	6	(2)	(2)	(18)

1年目 3号認定(0歳児2人、1・2歳児2人)については、郡中で対応
1号認定(21人)は、中村で対応

中山

認定区分	1年目					2年目						
	学校教育	保育の必要性あり				学校教育	保育の必要性あり					
	1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定				
利用できる施設	幼稚園・認定こども園		認定こども園・保育所	認定こども園・保育所・小規模保育		幼稚園・認定こども園		認定こども園・保育所	認定こども園・保育所・小規模保育			
年齢	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	計	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	計
①量の見込み	5	1	8	2	5	21	5	1	9	2	6	23
幼稚園						0						0
認定こども園	6		26	2	6	40	6		26	2	6	40
保育所						0						0
地域型保育事業						0						0
②確保の内容 計	6	0	26	2	6	40	6	0	26	2	6	40
②-①		0	18	0	1	19		0	17	0	0	17

認定区分	3年目					4年目						
	学校教育	保育の必要性あり				学校教育	保育の必要性あり					
	1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定				
利用できる施設	幼稚園・認定こども園		認定こども園・保育所	認定こども園・保育所・小規模保育		幼稚園・認定こども園		認定こども園・保育所	認定こども園・保育所・小規模保育			
年齢	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	計	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	計
①量の見込み	5	1	9	2	6	23	5	1	9	2	6	23
幼稚園						0						0
認定こども園	6		26	2	6	40	6		26	2	6	40
保育所						0						0
地域型保育事業						0						0
②確保の内容 計	6	0	26	2	6	40	6	0	26	2	6	40
②-①		0	17	0	0	17		0	17	0	0	17

認定区分	5年目					
	学校教育	保育の必要性あり				
	1号認定	2号認定	3号認定			
利用できる施設	幼稚園・認定こども園		認定こども園・保育所	認定こども園・保育所・小規模保育		
年齢	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	計
①量の見込み	5	1	9	2	6	23
幼稚園						0
認定こども園	6		26	2	6	40
保育所						0
地域型保育事業						0
②確保の内容 計	6	0	26	2	6	40
②-①		0	17	0	0	17

双海

認定区分	1年目					2年目						
	学校教育	保育の必要性あり				学校教育	保育の必要性あり					
	1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定				
利用できる施設	幼稚園・認定こども園		認定こども園・保育所	認定こども園・保育所・小規模保育		幼稚園・認定こども園		認定こども園・保育所	認定こども園・保育所・小規模保育			
年齢	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	計	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	計
①量の見込み	12	4	20	4	13	53	11	4	19	4	13	51
幼稚園						0						0
認定こども園						0						0
保育所			104	4	27	135			104	4	27	135
地域型保育事業						0						0
②確保の内容 計	0	0	104	4	27	135	0	0	104	4	27	135
②-①		(16)	84	0	14	82		(15)	85	0	14	84

認定区分	3年目					4年目						
	学校教育	保育の必要性あり				学校教育	保育の必要性あり					
	1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定				
利用できる施設	幼稚園・認定こども園		認定こども園・保育所	認定こども園・保育所・小規模保育		幼稚園・認定こども園		認定こども園・保育所	認定こども園・保育所・小規模保育			
年齢	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	計	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	計
①量の見込み	11	4	18	4	12	49	11	4	18	4	12	49
幼稚園						0						0
認定こども園						0						0
保育所			104	4	27	135			104	4	27	135
地域型保育事業						0						0
②確保の内容 計	0	0	104	4	27	135	0	0	104	4	27	135
②-①		(15)	86	0	15	86		(15)	86	0	15	86

認定区分	5年目					
	学校教育	保育の必要性あり				
	1号認定	2号認定	3号認定			
利用できる施設	幼稚園・認定こども園		認定こども園・保育所	認定こども園・保育所・小規模保育		
年齢	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	計
①量の見込み	11	4	19	4	13	51
幼稚園						0
認定こども園						0
保育所			104	4	27	135
地域型保育事業						0
②確保の内容 計	0	0	104	4	27	135
②-①		(15)	85	0	14	84

1年目 1号認定(16人)については、中村で対応

3 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業については、事業ごとに利用状況が異なることから、提供区域は市内全域を1区域として設定します。

提供区域の設定

事業	区域設定
1 利用者支援事業	市内全域(1区域)
2 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	
3 妊婦健康診査事業	
4 乳児家庭全戸訪問事業	
5 養育支援訪問事業	
6 子育て短期支援事業	
7 ファミリー・サポート・センター事業	
8 一時預かり事業	
9 延長保育事業	
10 病児・病後児保育事業	
11 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	
12 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

平成29年度から保健センター内において、「伊予市母子健康包括支援センター」を設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を目指し、母子保健コーディネーターが多様なニーズへの総合的相談支援を行っています。健診・保健指導等の母子保健サービスと一体的に行い、さらに子育て支援サービスと連携して実施します。子ども及びその保護者が、地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、保育・幼稚園相談等の身近な場所で相談を受け付けるなど利用者支援を図ります。

(人)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
①量の見込み 母子保健型	1,050	1,050	1,000	1,000	1,000
②確保の内容	1,050	1,050	1,000	1,000	1,000
②-①	0	0	0	0	0

妊婦等の人数及び支援プラン対象者数

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

平成28年4月からは伊予市総合保健福祉センター内に移転し、保健センター及び伊予市子ども総合センターと協力連携して、地域の子育て家庭に対する交流や悩み相談を実施し、育児不安の解消に努め、子育て支援事業の充実を図っています。

平成31年4月からは、児童センター「みんくる」の指定管理者である株式会社緑遊が運営を行っています。

(人)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
①量の見込み	11,197	11,260	11,175	11,117	11,138
②確保の内容	11,197	11,260	11,175	11,117	11,138
②-①	0	0	0	0	0

参考 第1期計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込み量	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
実績	11,042	7,918	6,290	6,665	[6,538]

※令和元年度実績〔 〕内の数値は12月末時点の実績。以下、各表とも同じ。

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

(人)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
①量の見込み	231	227	226	228	229
②確保の内容	231	227	226	228	229
②-①	0	0	0	0	0

参考 第1期計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込み量	254	256	253	255	254
実績	221	219	214	203	[150]

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する相談や、必要な情報提供を行います。

(人)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
①量の見込み	231	227	226	228	229
②確保の内容	231	227	226	228	229
②-①	0	0	0	0	0

参考 第1期計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込み量	254	256	253	255	254
実績	248	244	203	212	[142]

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

平成29年度から保健センター内において、「子育て支援ヘルパー派遣事業」という名称で実施しています。

(人)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
①量の見込み	40	40	40	40	40
②確保の内容	40	40	40	40	40
②-①	0	0	0	0	0

参考 第1期計画	H27	H28	H29	H30	H31
見込み量	60	60	60	60	60
実績	0	0	延べ40	0	[6]

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等に入所させ、必要な保護を行う事業です。市内には児童養護施設がなく、令和元年度現在、事業を実施していません。今回のアンケート調査からニーズが見込まれますので、今後の状況に応じ、市外の児童養護施設を含めて、実施を検討します。

(人)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
①量の見込み	81	80	78	79	79
②確保の内容	0	0	0	0	0
②-①	-81	-80	-78	-79	-79

(7) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、援助を受けたい人(依頼会員)と援助を行いたい人(提供会員)の連絡調整を行うとともに、提供会員に必要な講習やその他必要な援助を行います。平成31年4月からは、児童センター「みんくる」の指定管理者である株式会社縁遊が運営を行っています。

<低学年>

(人)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
①量の見込み	550	544	542	533	516
②確保の内容	550	554	542	533	516
②-①	0	0	0	0	0

<高学年>

(人)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
①量の見込み	590	602	605	564	559
②確保の内容	590	602	605	564	559
②-①	0	0	0	0	0

参考 第1期計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込み量	650	650	650	650	650
実績	975	831	1,089	856	[482]

(8) 一時預かり事業

保護者の就労や傷病等による緊急時、育児疲れ解消等の私的な理由等に対して、保育所で一時的に保育を行います。

保育所における一時預かり事業の実施には、施設の規模等の問題があり、ぐんちゅう保育所以外での実施は難しいことから、幼稚園における一時預かりの実施拡大を図っています。委託している幼稚園の数は年々増え、平成30年度は6園となっています。

<在園児対象(預かり保育)>

(人)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
①量の見込み	4,142	4,010	3,896	3,978	3,998
②確保の内容	4,142	4,010	3,896	3,978	3,998
②-①	0	0	0	0	0

参考 第1期計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込み量	6,353	6,353	6,353	6,353	6,353
実績	4,287	9,836	12,453	11,821	[13,789]

<2号認定による定期的な利用>

(人)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
①量の見込み	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
②確保の内容	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
②-①	0	0	0	0	0

参考 第1期計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込み量	4,252	4,252	4,252	4,252	4,252
実績	0	0	0	0	[-]

<上記以外>

(人)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
①量の見込み	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
②確保の内容	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
②-①	0	0	0	0	0

参考 第1期計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込み量	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
実績	2,787	2,372	2,866	1,730	[1,285]

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日・時間において、認定こども園・保育所等で保育を実施する事業です。

子ども・子育て新制度の実施に伴い、市内全保育所で土曜日が一日保育となったことで、これまでよりニーズに対応できるようになりました。今後も延長保育の必要な地域や施設があれば、事業の拡大を検討します。

(人)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
①量の見込み	237	234	229	231	232
②確保の内容	237	234	229	231	232
②-①	0	0	0	0	0

参考 第1期計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込み量	72	72	72	72	72
実績	100	116	207	168	[144]

(10) 病児・病後児保育事業

病氣中又は病気の回復期にある児童で、家庭内で保育ができない場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。

平成27年度まで松前町に業務委託していましたが、平成28年度から伊予市内の宇山小児科と連携し病児・病後児保育室「いよっこ すまいる」を開設しました。

また、平成28年11月からは、松山圏域連携事業により、松山市内の広域利用を開始しています。

(人)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
①量の見込み	844	832	817	824	826
②確保の内容	844	832	817	824	826
②-①	0	0	0	0	0

参考 第1期計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込み量	260	260	260	260	260
実績	293	688	852	832	[525]

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全育成を図ります。

市民の方々からのニーズに対応するため、平成27年度より利用対象を小学6年生までに拡大しました。平成27年9月から、旧伊予市内の児童クラブについては、各運営委員会への業務委託から、民間事業者への委託に切り替えました。

今後も運営管理を充実させ、支援員の資質向上と児童クラブの質の確保に努めます。

<低学年> (人)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
①量の見込み	390	390	390	390	390
②確保の内容	390	390	390	390	390
②-①	0	0	0	0	0

参考 第1期計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込み量	330	330	340	340	350
実績	304	308	362	403	[399]

<高学年> (人)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
①量の見込み	60	60	60	60	60
②確保の内容	60	60	60	60	60
②-①	0	0	0	0	0

参考 第1期計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
見込み量	90	90	90	90	90
実績	58	71	73	51	[69]

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品・文具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用助成を行う事業です。幼児教育・保育の無償化に伴い、低所得者の副食費の助成をします。

(人)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
①量の見込み	30	30	30	30	30
②確保の内容	30	30	30	30	30
②-①	0	0	0	0	0

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受入れる認定子ども園の設置等に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

今後、新規事業者の参入が見込まれる場合には、事業の導入について検討します。

5 教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策

(1) 公立保育所の適正規模及び民営化、認定こども園の普及に係る基本的考え方

本市においては、公立と私立の適正な役割分担を明確化するとともに、公と民が協働して柔軟で充実した保育サービスを提供する体制を構築していくことを目的とした「伊予市公立保育所の適正規模及び民営化基本方針」を作成しました。中でも保護者の就労状況に関わらず入園が可能で、全ての子どもに質の高い教育・保育が提供され、保護者ニーズにも応えることができる認定こども園の普及を推進することとし、既存施設について私立施設の動向や地理的要因なども考慮した上で認定こども園に移行します。

(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

全ての子どもの健やかな育ちと、全ての子育て家庭を支えることは、将来の担い手の育成につながり、地域社会で取り組むべき課題と考えています。

特に幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもので、かつ乳幼児期の発達は連続性があることから、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供する必要があります。

就学前教育・保育の基本理念のもと、幼稚園教諭・保育士が共に、本市の全ての子どもの健やかな育ちに向けて、研修体制を確立していく必要があります。

それぞれの専門性を生かした合同研修や人事交流を通じて教育・保育の共通理解を深め、質の高い幼児教育の提供に努めます。

(3) 幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

幼児期は心身の発育・発達が著しく、人格の基礎が形成される時期です。個人差が大きいこの時期の教育の役割は極めて重要であり、集団生活の中で同年齢や異年齢の人と主体的に関わる機会の確保が必要です。

子育ての第一義的責任を有する保護者の負担感を軽減させるためにも、地域や社会全体が子育てに寄り添い、それぞれの責任を果たすことが求められます。

そのために、本市では地域社会全体で子どもを育てる観点から愛護班活動・PTA活動等の充実を図ります。また、地域における子育て支援サービス等を充実させるため、地域の高齢者等との交流活動をはじめ世代間交流の推進を図ります。

(4) 保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

乳幼児期の発達には連続性を有するものである観点や保護者の安心感を確保していくという観点から、原則として満3歳未満の保育を行う地域型保育事業を利用する子どもが、3歳以降も引き続き、適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業者との連携が必要となります。

教育・保育施設である認定こども園・幼稚園・保育所は、子ども・子育て支援で地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業を行う者や地域子ども・子育て支援事業を行う者と連携し、必要に応じてこれらを支援することが求められます。

この連携は、地域型保育事業者と教育・保育施設との間で調整し、設定することが基本となりますが、この調整が難航し、連携施設の設定が困難である場合などについては、本市はこの連携を積極的に支援していきます。また、保育を利用する子どもが小学校就学後に、円滑に放課後児童健全育成事業を利用できるよう、相互の連携に努めていきます。



第5章 関連施策の展開

1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

産休・育休明けの保護者が、希望する時期に、円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用できるような環境づくりが必要です。

そのために、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を実施し、必要に応じて特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を整備します。

関連する基本目標及び事業名

- ・基本目標1：全事業
- ・基本目標2：利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦健康診査事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業、延長保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業、情報提供の充実、通常の保育
- ・基本目標3：育児相談、育児講座、総合保健福祉センター

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実等について、都道府県が行う施策と連携して、本市の実情に応じた施策を実施します。

(1) 児童虐待防止対策の充実

関連する基本目標及び事業名

- ・基本目標2：子どもの健康及び安全確保
- ・基本目標3：育児相談、心理相談、育児講座、学校保健との連携
- ・基本目標4：スクールカウンセラー、巡回教育相談員
- ・基本目標5：安全・安心まちづくり推進協議会
- ・基本目標8：要保護児童地域対策協議会、児童虐待の早期発見

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

関連する基本目標及び事業名

- ・基本目標2：養育支援訪問事業
- ・基本目標6：再就職準備セミナー等の啓発
- ・基本目標8：母子・父子自立支援

- ・基本目標 9：母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付、ひとり親家庭医療費助成、母子家庭等自立支援教育訓練給付、母子家庭等高等職業訓練促進給付
- ・基本目標 10：子どもの居場所づくりの支援、貧困家庭児童等の生活・学習支援

(3) 障がい児施策の充実

関連する基本目標及び事業名

- ・基本目標 2：妊婦健康診査事業、養育支援訪問事業、障がい児保育
- ・基本目標 3：訪問指導、集団健診、精密健康診査、心理相談、療育教室
- ・基本目標 8：日常生活用具費支給、介護給付費等支給及び障害児通所支援事業、補装具費支給、育成医療費支給、障がい児福祉計画の策定、通級による指導、幼児ことばの教室、教育相談、教育支援委員会、特別支援教育巡回相談員、放課後等デイサービス、保育・生活支援員、難聴児補聴器支給
- ・基本目標 9：障害児福祉手当、特別児童扶養手当

3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、本市の実情に応じた施策を実施します。

(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

関連する基本目標及び事業名

- ・基本目標 6：ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

関連する基本目標及び事業名

- ・基本目標 4：男女共同参画への啓発活動(企画)
- ・基本目標 6：再就職準備セミナー等の啓発、家庭や職業等における男女共同参画

第6章 計画の推進体制

1 推進体制

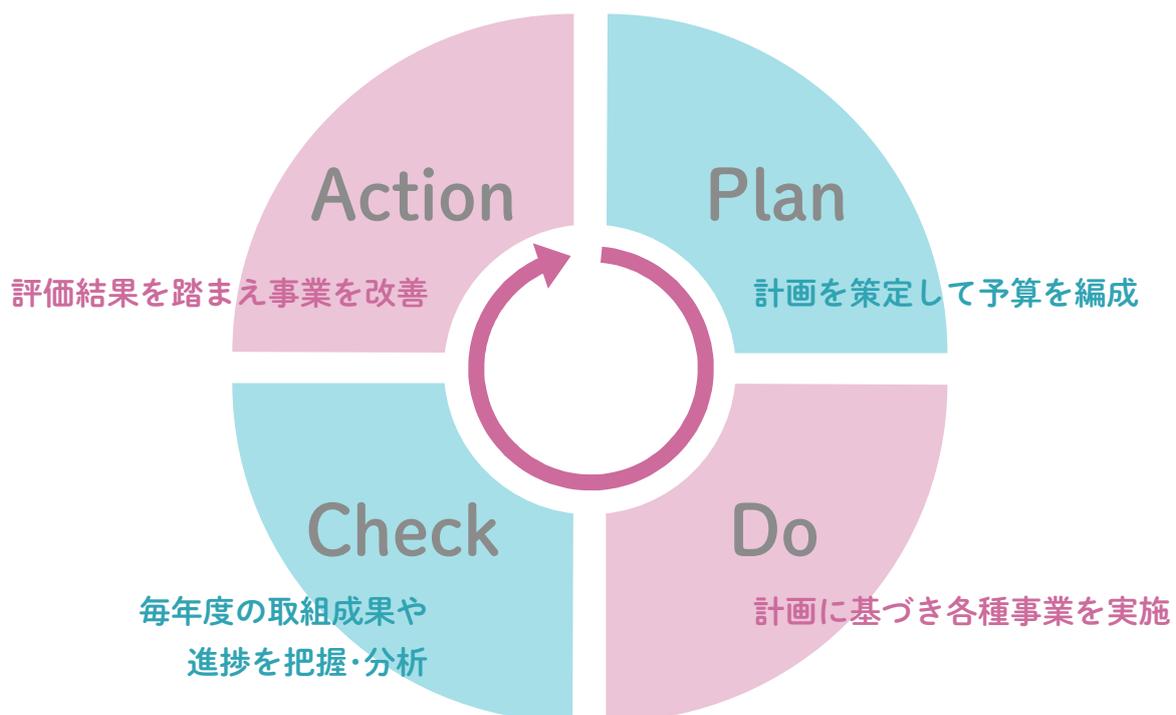
子ども・子育て支援は、庁内の多くの部署が関係することから、子育て支援課が中心となって、各部署との連絡体制を構築し、情報を共有するとともに、施策の計画的・効率的な推進に努めます。

また、子ども・子育て支援事業を円滑に実施していくためには、行政だけでなく、家庭や地域、教育・保育関係機関、企業などを含めて、社会全体で子育てをするという意識を共有することが不可欠です。子育て家庭のみならず、多くの住民にそれぞれが果たす役割を認識してもらえよう、本計画の周知に努め、互いに連携・協力しながら施策を実施します。

2 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく施策を推進するため、各年度において、伊予市子ども・子育て会議にて施策の実施状況や、これに係る費用の使途実績等について点検・評価し、結果を公表します。

施策の実施状況は、P D C A (Plan：計画、Do：実行、Check：評価、Action：改善)サイクルに則り点検・評価するとともに、必要に応じて見直し・改善を図ります。



伊予市子ども・子育て会議条例

平成25年9月25日条例第32号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、伊予市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 伊予市子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) 公募による市民
- (5) 福祉に携わる者
- (6) 教育に携わる者
- (7) 行政に携わる者
- (8) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 子育て会議の会議は、委員の半数以上の出席で成立し、議事は、出席委員の過半数で決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 子育て会議に、専門的な事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員（以下「専門部会委員」という。）は、第3条に規定する委員のうちから、会長が指名する。

3 専門部会に部会長及び副部会長各1人を置き、専門部会委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の審議の状況及び結果を会長に報告する。

5 前条の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、同条中「子育て会議」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「専門部会委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第8条 子育て会議及び専門部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 子育て会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(伊予市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 伊予市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年伊予市条例第42号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)



発行 令和2年3月
伊予市 市民福祉部 子育て支援課

住所 〒799-3193 伊予市米湊820番地
電話 089-982-1111
FAX 089-983-3354
E-mail kosodateshien@city.iyo.lg.jp
